

上越市障害者計画
第7期障害福祉計画
第3期障害児福祉計画

令和6年3月

はじめに

近年、障害福祉を取り巻く環境は、障害のある人や家族の高齢化など、多様化・複雑化しており、障害のある人が「親亡き後」も安心して自分らしく暮らしていくことができるよう、切れ目のない支援と各種支援体制の充実が求められています。

こうした中、当市では「上越市第7次総合計画」に掲げる将来都市像「暮らしやすく、希望あふれるまち」の実現に向け、各種の政策・施策を体系的かつ着実に推進しているところであります。

とりわけ、基本目標の一つである「支え合い、生き生きと暮らせるまち」の実現に向け、障害福祉の分野では、障害のある人もない人も分け隔てなく、地域の中で助け合いと思いやりによりつながり、お互いの存在を認め合いながら、安心して自分らしく活躍できることをありたい姿として掲げ、地域や関係機関等と連携しながら、地域全体で支え合い、誰もが安心できる福祉の推進に注力しているところであります。

このような状況を踏まえ、本計画では、前計画の基本理念である「誰もが居場所と出番を持って、共に支え合いながら、安心してすこやかに自分らしく暮らせる地域社会の実現」を継続することとし、障害のある人の意思を尊重した各種障害福祉施策を積極的に推進してまいりますので、市民の皆様並びに関係機関・団体の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重なご意見をいただきました上越市自立支援協議会の委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました皆様に心から感謝申し上げます。

令和6年3月

上越市長 中川 幹太

目 次

第1章 計画の改定に当たって

- 1 計画改定の趣旨・目的..... 1
- 2 計画の位置付けと計画期間..... 1
- 3 計画策定の方針と検討体制..... 3
- 4 計画の実現に向けた進捗管理と評価..... 4

第2章 障害のある人を取り巻く状況

- 1 国・県・当市の状況..... 5
- 2 障害のある人の概況..... 7

第3章 前期計画の検証

- 1 前期計画の体系..... 10
- 2 前期計画における取組と課題..... 11
- 3 成果目標の達成状況・活動指標の実績..... 19

第4章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念..... 26
- 2 目標..... 27
- 3 計画の体系..... 28

第5章 施策の方向性

- 1 地域共生社会の実現に向けた取組の推進..... 29
- 2 障害のある人が安心して暮らせる地域社会の実現..... 32
- 3 障害児支援体制の整備..... 35
- 4 障害のある人の社会参加等による豊かな暮らしの実現..... 36

第6章 成果目標と活動指標

- 1 本章の内容と目的..... 38
- 2 成果目標..... 38
- 3 活動指標..... 45
- 4 地域生活支援事業の見込み..... 49

参考資料

1	アンケート調査の主な結果.....	51
2	策定経過.....	57
3	上越市自立支援協議会設置要綱.....	58
4	上越市自立支援協議会委員名簿.....	60

第1章 計画の改定に当たって

1 計画改定の趣旨・目的

当市では、障害者基本法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）の規定に基づき、令和3年3月に「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」（計画期間：令和3年度～令和5年度）を策定し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための体制の整備や障害のある人の自立を支え家族等を支援する障害福祉サービスの充実などに資する各種施策を推進してきました。

このたび、「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」の計画期間（令和3年度～令和5年度）の終了に伴い策定する「上越市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」では、障害者基本法及びその他関連法の趣旨に沿って、子どもから大人まで一貫した支援の推進を共通の視点として各施策を推進するとともに、国が示す基本指針や、前期計画の数値目標に対する進捗状況、各年度における障害福祉サービス等の実績を踏まえ、令和8年度を最終目標年次とした具体的な数値目標や、各年度における障害福祉サービス等の見込量を設定しました。この計画に基づき、上越市における障害者施策の一層の充実に取り組みます。

2 計画の位置付けと計画期間

(1) 計画の位置付け

本計画は、関係法の規定に基づき市町村が定める計画であり、次の3つの側面を有しています。

- ・障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」として、当市における障害福祉の推進に係る理念や基本的な施策の方向を定めるもの
- ・障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として、当市における障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業提供体制の確保や業務の円滑な実施に関する計画を定めるもの
- ・児童福祉法第33条の20の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保や実施に関する計画を定めるもの

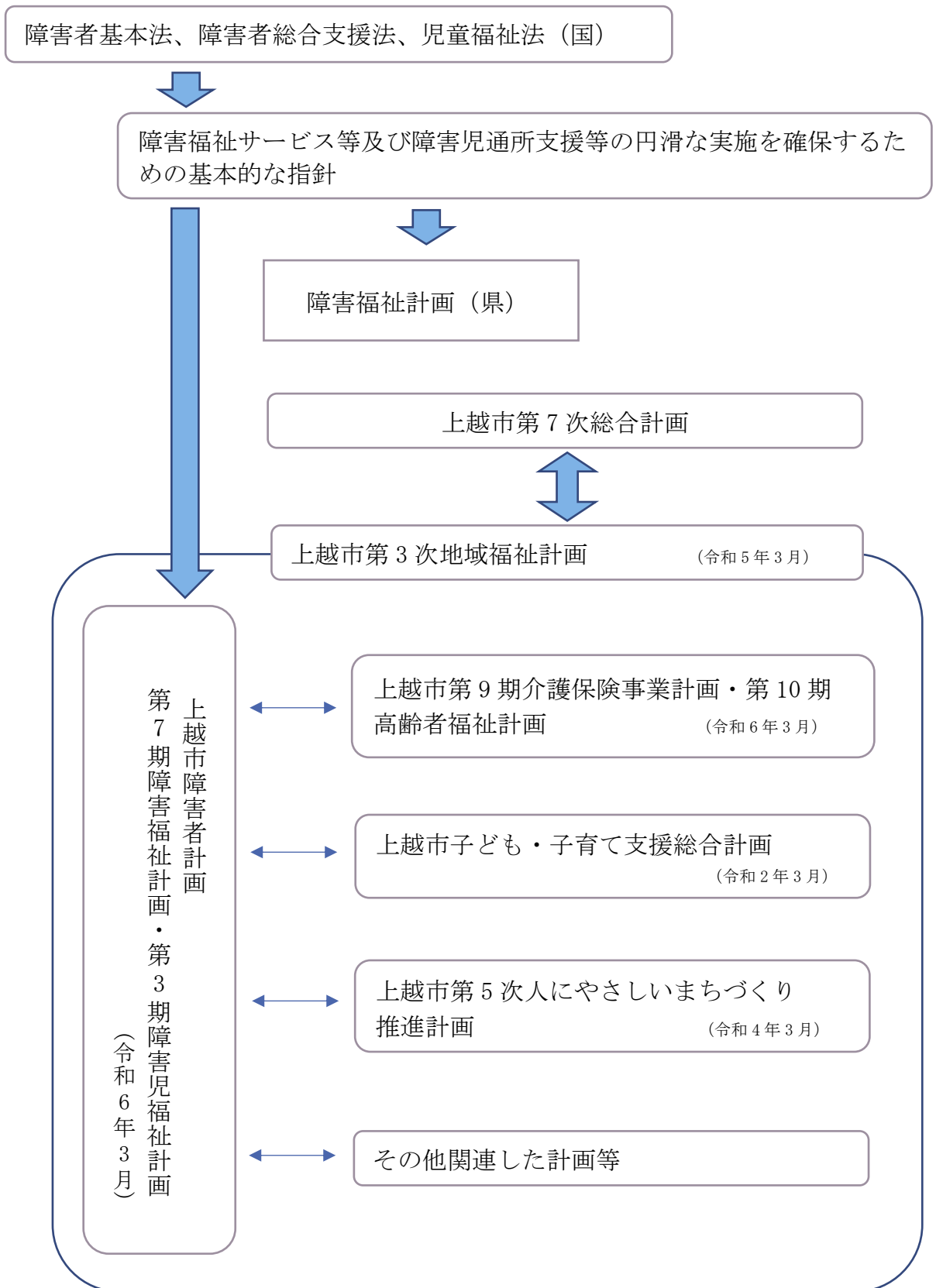
(2) 他の計画との関係性

市政運営の最上位計画である「上越市第7次総合計画」並びに福祉分野における上位計画である「上越市第3次地域福祉計画」や健康福祉分野で策定している各種計画等との整合を図りながら一体的に推進するものです。

(3) 計画期間

計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

【図表 1-1】 関連計画との関係性（イメージ）



※（ ）内は策定・改定月

3 計画策定の方針と検討体制

(1) 協議体における検討

当市では、障害福祉に関する重要事項を調査・審議するため、当事者やサービス事業者及び学識経験者等で構成する「上越市自立支援協議会」を設置しています。本計画の策定に当たり、令和5年度は5回の審議を経て、貴重な意見や提言等を本計画に反映しています。

また、障害福祉サービス提供事業者、相談支援機関及び障害者団体等から意見を聴く機会を設け、現状や課題、各種施策等についての意見を取りまとめました。

(2) アンケート調査の実施

○調査目的

本計画の策定に当たり、障害のある人の生活実態や福祉サービスに対するニーズを把握し、障害のある人が生涯を通じて安心して生活が送れるようにするために、必要な支援策の検討に活用する。

○調査対象者

令和4年4月1日現在の障害福祉サービス利用者、障害児通所サービス利用者、障害者手帳所持者（身体、療育、精神）10,849人の約13.8%に当たる1,500人を抽出

【内 訳】

① 障害福祉サービス利用者（18歳以上）…545人（36.4%）

② 障害児通所サービス利用者…320人（21.3%）

※障害者手帳未所持者を含む

③ 障害福祉サービス未利用者…635人（42.3%）

※障害者手帳所持かつサービス未利用者（18歳以上）

○調査方法

- ・調査期間：令和5年4月5日～4月21日（調査基準日：令和5年4月1日）
- ・調査方法：無作為により抽出し調査票を郵送、本人又は同居家族が回答
- ・記名の有無：無記名

○調査の主な内容及び結果

- ・参考資料のとおり

○回答数及び回答率

- ・全体…902人（60.1%）

【内 訳】

① 障害福祉サービス利用者（18歳以上）…336人（61.7%）

② 障害児通所サービス利用者…189人（59.1%）

③ 障害福祉サービス未利用者（18歳以上）…377人（59.4%）

○その他調査

市内障害福祉サービス提供法人（43法人）、及び障害者団体（身体障害者連絡協議会、手をつなぐ育成会、家族会、視覚障害者福祉協会、ろう協会）、医療的ケアを必要とする児童の保護者を対象に、利用者から寄せられる困り事や、法人、団体、保護者が把握している地域課題等についてヒアリングを行った。

4 計画の実現に向けた進捗管理と評価

本計画については、毎年その成果目標と活動指標の進捗を把握し、P D C Aサイクルに基づき分析・検証を行うとともに、上越市自立支援協議会において協議の上、適宜必要な事業の見直しを行うなど、課題等に対応します。また、本協議会での審議結果や報告案件は、市のホームページ上で公開しています。

第2章 障害のある人を取り巻く状況

1 国・県・当市の状況

(1) 国の動向

令和3年5月に「障害者差別解消法」が改正され、令和6年4月から合理的配慮の提供が民間事業者にも義務付けられるなど、障害のある人から、社会的バリアを取り除くための対応を求められたときに、負担が重すぎない範囲で対応を行うこととなりました。

また、令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資すること、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現を目指し、医療的ケア児等に対する支援について、国や地方公共団体等の責務と明記されました。

令和4年5月には、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が施行され、障害のある人による情報の取得・利用・意思疎通に係る施策に関し、国や地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者計画の策定や変更にあたっては同法の規定の趣旨を踏まえることとされました。

このほか、令和4年10月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」が公布され、障害のある人等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害のある人等の希望する生活を実現するため、地域生活の支援体制の充実や多様な就労ニーズに対する支援等の措置を講ずることとされました。

(2) 県の動向

新潟県では、令和3年9月の「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行を受け、令和4年度当初に「新潟県医療的ケア児支援センター」を設置し、各地域の相談員だけでは対応が難しい医療的ケアの必要な児童及びその家族等への相談支援のほか、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関との連絡調整、関係機関等への情報提供及び研修を行っています。

また、上越圏域の関係機関が連携・協議するため、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築支援部会」を設置し、地域の現状分析や課題解決に向けた検討を進めるとともに、ピアサポート活動を行う人材育成や、精神科病院と関係機関との連絡会を開催し、長期入院者に関する情報交換を行っています。

(3) 当市の動向

上越市では、令和3年3月に策定した上越市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画に基づき、一人一人の個性を尊重したサービスの提供に努めるとともに、障害のある人に対する市民の理解を深め、就労や社会参画を支援する取組を推進してきました。

また、令和4年12月には、上越市第7次総合計画を策定し、当市が目指す将来都市像に「暮らしやすく、希望あふれるまち 上越」を掲げ、障害福祉分野においては、障害のある人もない人も分け隔てなく、地域の中で助け合いと思いやりによりつながり、お互いの存在を認め合いながら、安心して自分らしく活躍できるよう、障害の種別や程度に

かかわらず、希望するサービスが利用できる環境の整備や障害のある人に対する市民の理解を深め、就労や社会参加を推進することとしています。

令和5年3月には、福祉分野の上位計画となる上越市第3次地域福祉計画を策定し、「誰もが居場所と出番を持って、共に支え合いながら、安心してすこやかに自分らしく暮らせる地域社会の実現」を基本理念に掲げ、社会から孤立を防ぐための体制の強化を図るとともに、関係機関と協力しながら、地域福祉の更なる推進に取り組んでいくこととしています。

2 障害のある人の概況

(1) 障害者手帳所持者数の推移

ア 年齢別の状況

【図表 2-1】 障害者手帳所持者数（年齢層別）

（各年 4 月 1 日現在、単位：人）

障害種別	年度	総数	18 歳未満		18～64 歳		65 歳以上	
			人数	(%)	人数	(%)	人数	(%)
① 身体障害	H31 (R1) (A)	7,337	99	(1.3%)	1,529	(20.8%)	5,709	(77.9%)
	R2	7,254	108	(1.5%)	1,509	(20.8%)	5,637	(77.7%)
	R3	7,077	109	(1.5%)	1,473	(20.8%)	5,495	(77.7%)
	R4	6,889	97	(1.4%)	1,403	(20.4%)	5,389	(78.2%)
	R5 (B)	6,750	98	(1.5%)	1,391	(20.6%)	5,261	(77.9%)
	増減(B-A)	△ 587	△1		△ 138		△ 448	
	増減率(B/A-1)×100	△8.0%	△1.0%		△9.0%		△7.8%	
② 知的障害	H31 (R1) (A)	1,718	346	(20.1%)	1,188	(69.2%)	184	(10.7%)
	R2	1,745	349	(20.0%)	1,216	(69.7%)	180	(10.3%)
	R3	1,775	340	(19.2%)	1,240	(69.8%)	195	(11.0%)
	R4	1,796	334	(18.6%)	1,272	(70.8%)	190	(10.6%)
	R5 (B)	1,831	330	(18.0%)	1,310	(71.6%)	191	(10.4%)
	増減(B-A)	113	△16		122		7	
	増減率(B/A-1)×100	6.6%	△4.6%		10.3%		3.8%	
③ 精神障害	H31 (R1) (A)	1,936	59	(3.0%)	1,379	(71.3%)	498	(25.7%)
	R2	1,964	58	(3.0%)	1,407	(71.6%)	499	(25.4%)
	R3	2,045	63	(3.1%)	1,480	(72.4%)	502	(24.5%)
	R4	2,093	61	(2.9%)	1,530	(73.1%)	502	(24.0%)
	R5 (B)	2,123	69	(3.2%)	1,556	(73.3%)	498	(23.5%)
	増減(B-A)	187	10		177		0	
	増減率(B/A-1)×100	9.7%	16.9%		12.8%		0.0%	
合 計 (実人数)	H31 (R1) (A)	10,605	460	(4.3%)	3,845	(36.3%)	6,300	(59.4%)
	R2	10,580	464	(4.4%)	3,879	(36.7%)	6,237	(58.9%)
	R3	10,500	458	(4.4%)	3,931	(37.4%)	6,111	(58.2%)
	R4	10,464	442	(4.2%)	3,941	(37.7%)	6,081	(58.1%)
	R5 (B)	10,309	447	(4.3%)	3,988	(38.7%)	5,874	(57.0%)
	増減(B-A)	△296	△13		143		△426	
	増減率(B/A-1)×100	△2.8%	△2.8%		3.7%		△6.8%	

※障害が重複する人がいるため、①から③の計と合計（実人数）は一致しない。

※表中の括弧書きは、総数に占める年齢層別の人の割合を示す。

- ・身体障害者手帳の所持者は、各年代で減少している。
- ・知的障害及び精神障害の手帳所持者のうち、特に 18～64 歳の割合が増加している。
- ・平成 31 年度(令和元年度)と令和 5 年度の比較では、知的障害と精神障害が増加している一方で、身体障害は減少しており、合計（実人数）では 296 人・2.8%減少している。

イ 障害別の状況

① 身体障害

【図表 2-2】身体障害者手帳所持者（等級別）（各年 4 月 1 日現在、単位：人）

等級/年度	H31 (R1) (A)	R2	R3	R4	R5 (B)	増減数 (B-A)	増減率 (B/A-1) × 100
1 級	2,216	2,217	2,162	2,110	2,070	△ 146	△ 6.6%
2 級	1,090	1,071	1,044	1,000	959	△ 131	△ 12.0%
3 級	1,429	1,390	1,339	1,318	1,314	△ 115	△ 8.0%
4 級	1,693	1,679	1,653	1,617	1,576	△ 117	△ 6.9%
5 級	402	382	372	357	344	△ 58	△ 14.4%
6 級	507	515	507	487	487	△ 20	△ 3.9%
合計	7,337	7,254	7,077	6,889	6,750	△ 587	△ 8.0%

- ・全ての等級で減少している。

② 知的障害

【図表 2-3】療育手帳所持者（障害程度別）（各年 4 月 1 日現在、単位：人）

障害程度/ 年度	H31 (R1) (A)	R2	R3	R4	R5 (B)	増減数 (B-A)	増減率 (B/A-1) × 100
A	642	645	665	654	647	5	0.8%
B	1,076	1,100	1,110	1,142	1,184	108	10.0%
合計	1,718	1,745	1,775	1,796	1,831	113	6.6%

- ・いずれの障害程度とも増加している。
- ・手帳新規申請者は、14 歳以下の児童・生徒が多く、手帳取得後、各種福祉サービスの申請を行っている。

③ 精神障害

【図表 2-4】精神障害者保健福祉手帳所持者（等級別）（各年 4 月 1 日現在、単位：人）

等級/年度	H31 (R1) (A)	R2	R3	R4	R5 (B)	増減数 (B-A)	増減率 (B/A-1) × 100
1 級	266	191	188	178	164	△ 102	△ 38.3%
2 級	1,564	1,669	1,740	1,786	1,830	266	17.0%
3 級	106	104	117	129	129	23	21.7%
合計	1,936	1,964	2,045	2,093	2,123	187	9.7%

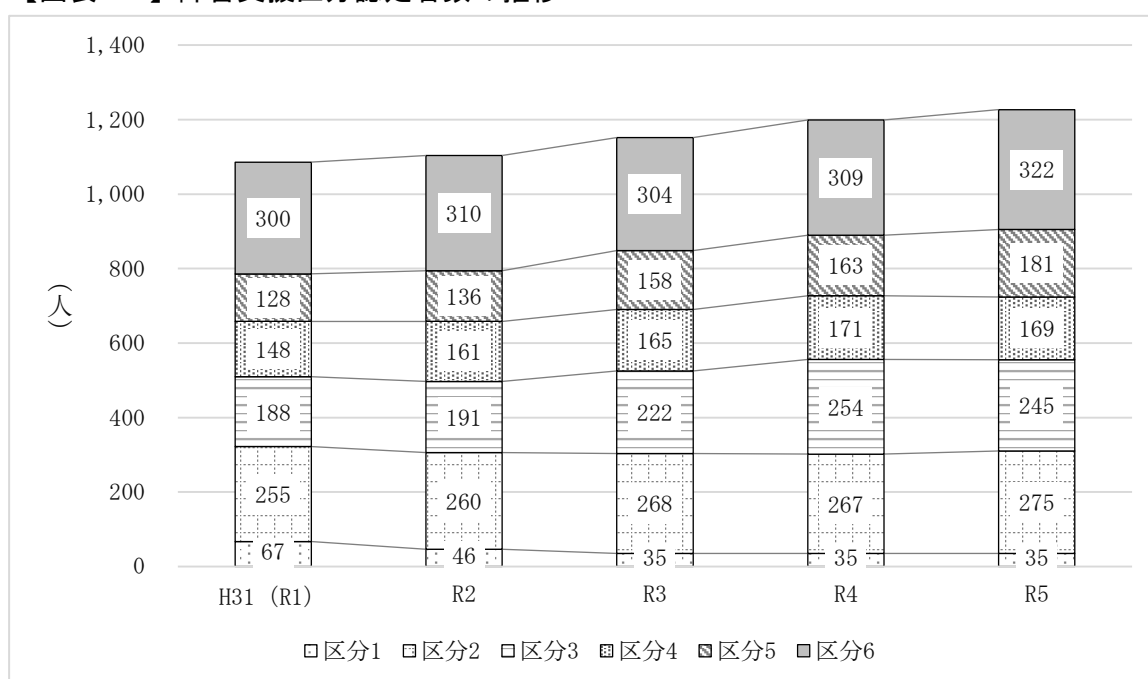
- ・3 級（低度）の増加が顕著である。
- ・近年は、気分障害や心理的発達の障害が多い傾向にあり、令和 4 年度中の手帳新規申請者 271 人のうち 117 人（43%）の人が気分障害又は心理的発達の障害の診断である。

【図表 2-5】 障害支援区分認定者数

(各年4月1日現在、単位：人)

区分／年度	H31 (R1) (A)	R2	R3	R4	R5 (B)	増減数 (B-A)	増減率 (B/A-1) × 100
区分1	67	46	35	35	35	△ 32	△47.8%
区分2	255	260	268	267	275	20	7.8%
区分3	188	191	222	254	245	57	30.3%
区分4	148	161	165	171	169	21	14.2%
区分5	128	136	158	163	181	53	41.4%
区分6	300	310	304	309	322	22	7.3%
合計	1,086	1,104	1,152	1,199	1,227	141	13.0%

【図表 2-6】 障害支援区分認定者数の推移



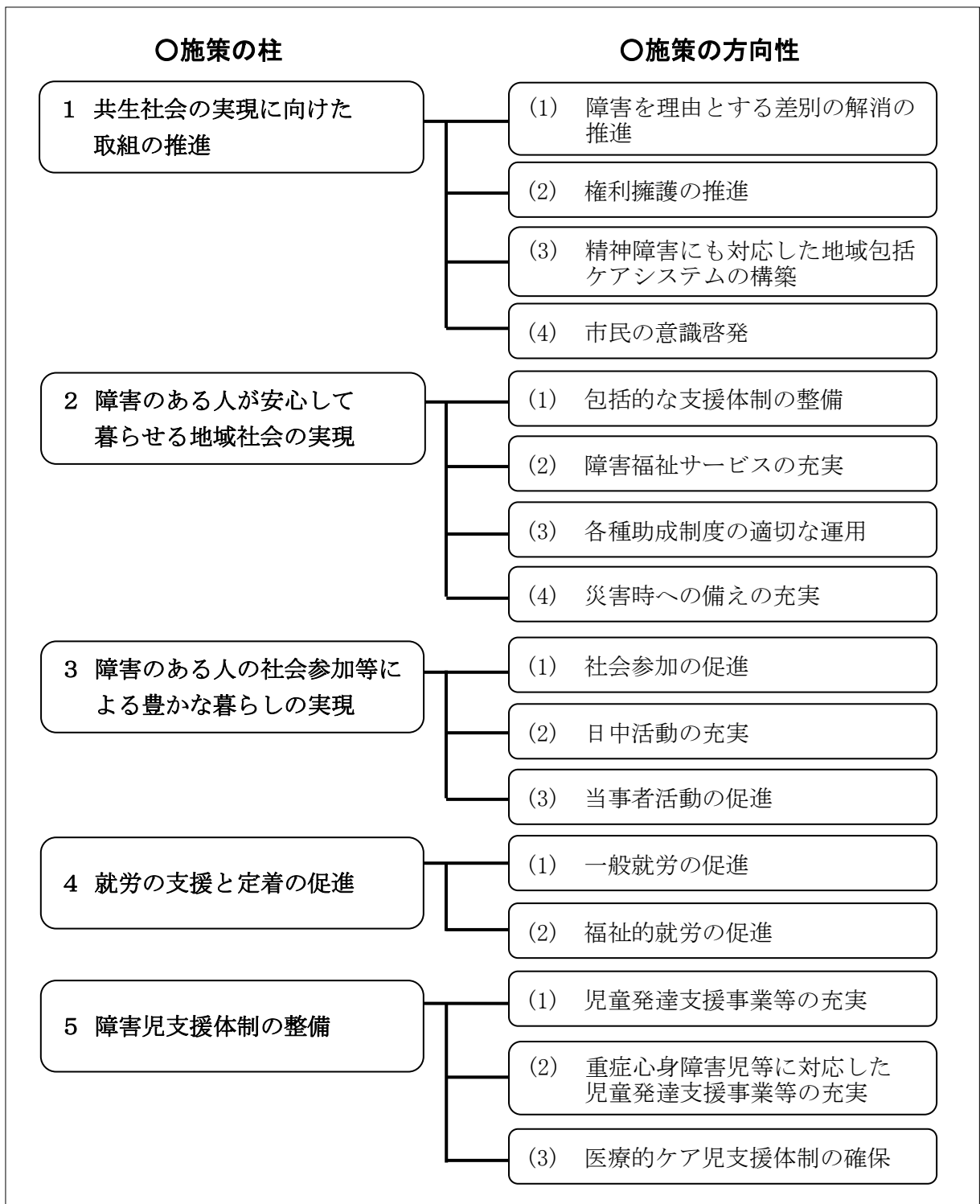
- 障害支援区分認定者数は、平成 31 年度と令和 5 年度の比較では、13%増加している。
- このうち、区分 5 が 41.4%、区分 3 が 30.3%と増加率が高い一方で、区分 1 が 47.8%減少している。
- 区分 5 及び区分 3 の増加率が高い要因としては、期間内に状態の悪化が認められ、再認定時に当初の区分よりも重度に判定されるケースが多い。
- 重度の区分の利用者が多い障害福祉サービスは、生活介護、短期入所、施設入所、重度訪問介護、行動援護となっている。

第3章 前期計画の検証

1 前期計画の体系

令和3年3月に策定した前期計画では、市が取り組むべき事項を、5つの施策の柱に区分し、それぞれに施策の方向性を掲げ、これをもとに各種の障害福祉施策を推進してきました。

▼前期計画（令和3年度～5年度）における施策の柱及び方向性



2 前期計画における取組と課題

▼施策の柱1 共生社会の実現に向けた取組の推進

(1) 障害を理由とする差別の解消の推進

《主な取組》

障害を理由とする差別の解消に向け、講演会等の開催や広報上越への掲載、企業等への啓発パンフレットの配布など、市民への意識啓発に努めたほか、障害を理由とする差別等事案の情報提供を受け、上越市障害者差別解消支援地域協議会^{※1}において、個別事案の共有と対応を協議するとともに、関係機関に対し必要な周知を行いました。

《課題》

アンケート調査では、障害があることで差別や嫌な思いをしたことがあるとの回答が34.4%との結果であったことから、障害を理由とする差別の解消に向け、市民への意識啓発を強化していく必要があります。

(2) 権利擁護の推進

《主な取組》

法人が後見人となって支援を行う「法人後見」と、本人との契約に基づき福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理を支援する「日常生活自立支援事業」を行う上越市社会福祉協議会に対して、運営に係る補助金を交付するなどの支援を行いました。

また、身寄りのない人や親族による申立てが見込めない人について、成年後見の市長申立てを行うとともに、成年後見制度の利用に当たり、必要となる費用を負担することが困難な人を対象に、後見人へ支払う報酬等を助成しました。

上越市成年後見制度利用促進連絡連携会議^{※2}を開催し、弁護士会や司法書士会、社会福祉士会などの関係団体と地域の実態や課題等を確認するとともに、制度利用の推進に向けて必要な取組について意見交換を行いました。

障害者虐待防止の推進のため、関係機関と連携しながら、虐待の早期発見、早期支援につなげました。

《課題》

成年後見制度が正しく理解されていない状況が確認できたことから、市民や支援者向けに研修会等を開催し、周知していく必要があります。

成年後見制度を必要とする人が、制度を適切に利用できる環境を整えていくためには、制度の理解や後見人の確保、関係機関の連携等が課題となっています。

成年後見制度利用助成の対象が他市に比べ限られており、低所得者等の申立てが進めにくいという意見があることから、助成対象の見直し等について、検討していく必要があります。

※1 地域における障害者差別に関する相談等について情報を共有し、障害者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うための会議

※2 地域における関係機関が成年後見制度の利用実態や取組状況を共有し、連携を図ることにより、成年後見制度の利用促進につなげていくための会議

(3) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築^{※3}

《主な取組》

令和2年度に地域包括支援センターに高齢者等に加えて、障害のある人等の相談窓口を付加したことで精神障害のある人等の相談件数は増加しています。

また、県が主催する上越圏域障害者地域生活支援連絡調整会議^{※4}の精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築支援部会に参画し、精神障害のある長期入院患者が、地域での暮らしに移行するための課題や支援の在り方などを検討したほか、精神障害を広く周知するため、フォーラム等を開催しました。

令和4年度からはこれまで県が行っていた長期入院患者の退院に向けた申請前支援を市が引き継ぎ、地域包括支援センターとともに支援に当たっています。

県主催の研修会や相談支援事業所が主催する勉強会に参加し、関係機関や当事者の皆さんと現状の課題等について協議を進めました。

《課題》

今後、地域移行支援・定着支援の利用希望が増加することが予想されるため、相談支援や受入体制などを充実させる必要があります。

長期入院患者に対し、適切なタイミングで退院支援ができるよう、医療との更なる連携を図っていく必要があります。

(4) 市民の意識啓発

《主な取組》

令和3年3月に「上越市手話言語及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」を制定し、条例の理念の下、フォーラムの開催やリーフレットの配布などを通じて、障害のある人に対する市民の理解の促進を図りました。

《課題》

アンケート調査では、地域生活や就労支援において「必要だと思うもの」の問いに対し、「地域住民や職場の理解」を求める回答が多く寄せられています。

障害のある人の暮らしを地域の中で助け合いと思いやりによって支えていく上で、障害に対する市民の理解が十分とは言えないことから、様々な機会を捉えて、市民への周知啓発に取り組んでいく必要があります。

聴覚に障害のある人は、急病などの緊急時のコミュニケーションに不安を抱えており、手話通訳をより利用しやすい環境を整えていく必要があります。

※3 精神障害の有無や程度に関わらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、「医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）」を包括的に確保する支援体制の構築

※4 地域包括ケアシステムの構築に資するよう、地域の現状分析や課題解決のための企画の検討など上越圏域の関係機関が連携・協議するための県が設置する会議

▼施策の柱 2 障害のある人が安心して暮らせる地域社会の実現

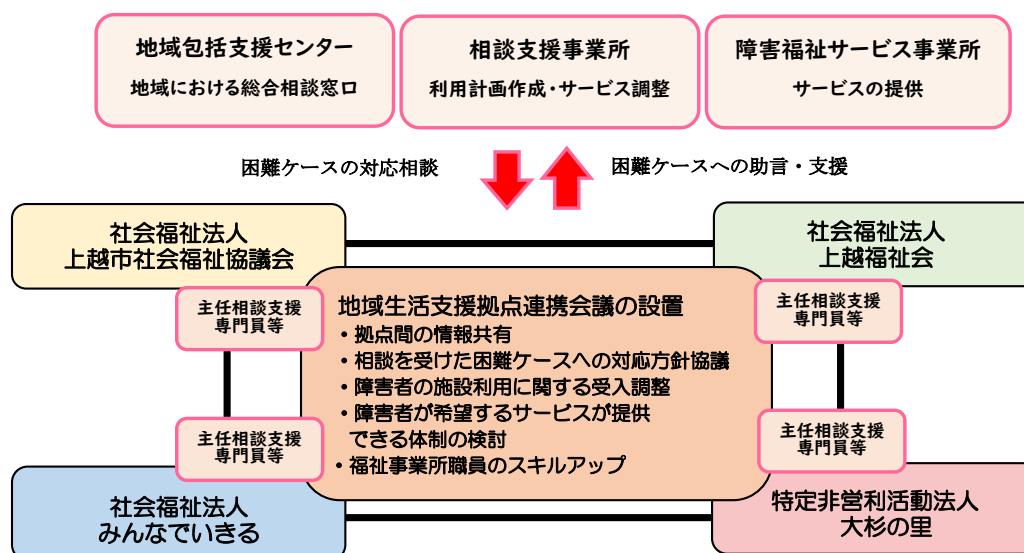
(1) 包括的な支援体制の整備

《主な取組》

令和2年度に地域包括支援センターに高齢者等に加えて、障害等の相談窓口を付加したことから相談件数は増加し、潜在的な課題の掘り起こしや課題解決に向けた支援につながりました。

令和4年度から、市内4か所の地域生活支援拠点運営事業所の連携を強化して、困難ケースへの対応や緊急受入体制の強化、専門的人材の育成などに取り組むとともに、令和5年度からは強度行動障害を有する人やその家族が安心して生活を送れるようにするため、緊急時に障害福祉サービス事業者等と連携して適切な支援ができるよう緊急時支援事業を創設し、緊急支援シートの作成等に取り組みました。

〈地域生活支援拠点等機能強化事業〉



《課題》

相談支援専門員の人員不足や更なる資質の向上を求める声があるほか、市の相談支援体制の充実を求める声があります。

相談支援事業所からは、報酬が低く運営が厳しいとの声があります。

自立支援協議会の専門部会が限定的かつ短期のものとなっていることから、関係者が地域課題の解決に向け、継続的に協議を行い、必要に応じて新たな社会資源の開発等の検討ができる場となるよう見直しが必要です。

複合的な課題を抱える世帯を支援していくため、引き続き、地域住民や関係機関と連携しながら、地域での見守り等を含めた重層的な支援体制の整備に取り組んでいく必要があります。

(2) 障害福祉サービスの充実

《主な取組》

障害のある人の自立を支え、地域で安心して暮らすことができるようグループホーム等の施設整備を推進したほか、障害福祉サービスの利用に必要な介護給付費・訓練等給付費の支給などを通じて、障害のある人の経済的負担の軽減を図るとともに、自立や社会参加を支援しました。

令和4年度から、障害福祉サービス事業所において、強度行動障害を有する利用者への適切な支援方法について専門家から指導や助言を受ける取組を支援しました。

自立支援協議会の「福祉人材育成部会」において、福祉事業所職員の人材育成と人材確保に向けた協議を進め、新人・中堅職員向け研修会を企画・実施したほか、将来の障害福祉人材の確保に向け、令和5年度から市内の小中学校を対象に「障害福祉を学ぶ講師派遣事業」を試行として実施しました。

《課題》

強度行動障害を有する人や医療的ケアが必要な人など、重い障害のある人は障害が重いことを理由に障害福祉サービスの利用を制限されることも多く、支援を受ける上で選択肢が少ない状況となっています。

障害のある人が「親亡き後」も安心して自分らしく暮らしていくことができるよう、多様なニーズに対応できるグループホームや入所施設の充実が求められています。

医療的ケアが必要な児童の保護者からは、医療的ケアに対応できる事業所が限られていることから、特別支援学校卒業後の進路が不安との声が聞かれます。

複雑化・多様化するニーズに対応した支援が求められる中、担い手となる福祉人材が社会全体で不足しています。

(3) 各種助成制度の適切な運用

《主な取組》

重度の障害のある人に対する医療費の助成や特別障害者手当の給付等について、適正な運用を図り、障害のある人の経済的負担の軽減を図りました。

令和5年度から、特別支援学校に通学する児童生徒の保護者の経済的負担の軽減を図るため、「福祉有償運送」や「ファミリーサポートセンター事業」を利用する際に支払う料金の一部を助成しました。

《課題》

アンケート調査では、地域で生活するために「必要だと思う支援」の問いに対し、「経済的負担の軽減」を求める回答が46.4%と最も高い結果となっています。

障害のある人や障害者団体からは、医療費助成の拡充など経済的負担の軽減を求める意見があります。

(4) 災害時への備えの充実

《主な取組》

災害時における福祉避難所の新規対象者について受入先事業所との調整を行ったほか、令和5年度から在宅で人工呼吸器を使用している人が長期の停電や非常時において電源を確保できるよう、日常生活用具の給付対象に電源装置を追加しました。

指定避難所においては、福祉避難スペースを設けるとともに、避難所初動対象職員などを対象に、合理的配慮も含め避難所運営研修を実施しました。

《課題》

アンケート調査では、災害時に困ることとして、「迅速に避難することができない」が41.8%、「投薬や治療、医療的ケアが受けられなくなる」が32.7%と高い結果であったことから、地域の関係者の協力を得ながら、障害のある人が支えられ、守られる地域づくりに取り組む必要があります。

▼施策の柱3 障害のある人の社会参加等による豊かな暮らしの実現

(1) 社会参加の促進

《主な取組》

外出時の移動支援に対するニーズに応えるため、タクシーの利用助成や自動車運転免許取得費用の助成など各種助成制度のほか、福祉バスの運行を行いました。

手話通訳者等の養成や派遣を継続して行うとともに、令和4年度から18歳未満の軽・中等度難聴児を対象に実施していた補聴器の購入補助について、切れ目のない支援を提供するため、対象者を全年齢に拡充しました。

《課題》

アンケート調査では、外出時に支援が必要な人で、どのように外出しているかの問いに対し、「家族の付き添い」が64.4%、「福祉サービスを利用」が27.9%で、重度の知的障害のある人からは、外出時に必要な支援を行う「行動援護」の充実を求める声があります。

(2) 日中活動の充実

《主な取組》

地域活動支援センターに対して運営費用を補助することで、障害のある人の日中活動（サークル活動、創作活動など）の場を確保し、障害のある人の地域生活を支援しました。

《課題》

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、令和2年度から休止している「福祉事業所合同説明会」の再開を望む声があります。

(3) 当事者活動の推進

《主な取組》

障害者団体が行う障害福祉等に関する勉強会などの自主的な活動を支援するため補助金を交付したほか、手帳交付時等における構成団体の活動内容を紹介するチラシの配布や障害福祉ハンドブックでの紹介などにより、団体の周知を図りました。

《課題》

会員の高齢化や会員数の減少、役員のなり手がいないことが課題となっています。

▼施策の柱4 就労の支援と定着の促進

(1) 一般就労の促進、(2) 福祉的就労の促進

《主な取組》

就業・生活支援センターにジョブサポーターを配置し、就労意欲のある在宅で生活している障害のある人の一般就労とその定着に向けたサポートに取り組みました。

市内の障害者福祉事業所で構成する「上越ワーキングネットワーク」が行う共同受注の窓口運営や受託先の開拓、農福連携などの取組を支援しました。

自立支援協議会の「就労支援部会」において、障害者雇用促進セミナーの開催や啓発チラシを作成したほか、就職活動で使用する「就職・実習希望者エントリーシート」を作成し、障害者雇用の推進に取り組みました。

市内において、新たな就労継続支援 A 型・B 型事業所が開設され、それぞれ特色をいかした作業内容に取り組んでいることから、障害のある人が個々の特性に見合った事業所を選択できるようになりました。

《課題》

アンケート調査では、60 歳以下のサービス未利用者のうち、「仕事をしたい」とする回答が 48.4%であり、多くの方が就労の意欲を示しています。

また、就労において必要なことについては、「職場の理解」が 52.9%、「通勤手段の確保」が 31.4%、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が 25.6%であり、職場における障害特性の理解や合理的配慮が必要です。

▼施策の柱5 障害児支援体制の整備

(1) 児童発達支援事業等の充実

《主な取組》

個々の障害特性やニーズ等に合わせた事業所やサービスの選択ができるよう、児童発達支援事業や放課後等デイサービスについて、運営団体と協議の上、整備を進めました。

こども発達支援センターでは、就学前の児童を対象に、発達に不安や悩みを抱える保護者への発達相談を行うとともに、児童発達支援事業などを行いました。また、令和3年4月から、保育所等訪問支援事業を開始し、障害のある児童等への環境調整などの助言を保育園等に対し行い、インクルーシブ保育を推進しました。

《課題》

児童発達支援事業や放課後等デイサービス事業所が増え、地域において多様な療育サービスが提供されている一方で、実施場所の偏在等が課題になっています。また、社会的養護の対象となっている児童については、必要な発達支援を受けにくい状況にもなっています。

(2) 重症心身障害児等に対応した児童発達支援事業等の充実

《主な取組》

令和3年度から、市と事業所が連携し、重症心身障害のある児童や医療的ケアが必要な児童に対応した児童発達支援・放課後等デイサービス事業所を福祉交流プラザ内に開設しました。

《課題》

重症心身障害のある児童や医療的ケアが必要な児童に対応した児童発達支援事業所が市内に1か所しかなく、感染症等の流行により閉鎖された場合、ほかに行き場がないことに対する不安の声があります。

(3) 医療的ケア児支援体制の確保

《主な取組》

自立支援協議会の「重心・医療ケア部会」において、医療的ケア児者の地域での支援体制について協議するとともに、相談窓口や支援制度をまとめた「医療的ケアが必要なお子さんと家族のための在宅生活支援ハンドブック」を作成しました。

令和5年度から、医療的ケアが必要な児童等を日常的に介護している家族の一時的な休息等を支援するため、日中一時支援事業を拡充しました。

《課題》

令和3年度に自立支援協議会の「重心・医療ケア部会」において実施したアンケート調査では、今後、特に必要な支援として、「医療型ショートステイの充実」や「医療的ケアにも対応できる通所施設の充実」などを求める回答が多く寄せられています。

3 成果目標の達成状況・活動指標の実績

▼前期計画における成果目標の達成状況

目標の項目	令和5年度 末の目標値	実績	
		実績値	時点
I 福祉施設の入所者の地域生活への移行			
(1) 施設入所者の地域生活への移行者数	-	-	-
(2) 施設入所者数の削減	施設入所者数 208人以内	施設入所者数 212人	R5.8末
II 地域生活支援拠点等が有する機能の充実			
(1) 地域生活支援拠点等の整備数	4か所	4か所	R5.10末
(2) 運用状況の検証・検討	年1回以上	年1回	R5.10末
III 福祉施設から一般就労への移行等			
(1) 福祉施設から一般就労への移行者数	44人以上	42人	R4.11～ R5.10
(2) 就労移行支援事業所からの移行者数	26人以上	26人	R4.11～ R5.10
(3) 就労継続支援A型事業所からの移行者数	9人以上	3人	R4.11～ R5.10
(4) 就労継続支援B型事業所からの移行者数	9人以上	11人	R4.11～ R5.10
(5) 就労移行支援事業等を通じて一般就労する者のうち就労定着支援事業を利用した者の割合	3割以上	3.75割	R4.11～ R5.10
(6) 就労定着率8割以上の事業所の割合	5割以上	5割	R4.11～ R5.10
IV 障害児支援の提供体制の整備等			
(1) 児童発達支援センターの設置	-	-	-
(2) 保育所等訪問支援の提供体制	有	有	R5.10末
(3) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	1か所	1か所	R5.10末
(4) 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの確保	3か所	3か所	R5.10末
(5) 医療的ケア児支援のための協議会の場	有	有	R5.10末
V 相談支援体制の充実・強化等			
(1) 障害特性や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援事業者の人材育成のための支援や各相談支援機関の連携強化に向けた取組の実施	有	有	R5.10末
VI 障害福祉サービス等の質の向上			
(1) 各法人等が連携した研修の実施や多職種連携による支援体制の強化に向けた取組の実施	有	有	R5.10末

▼前期計画における活動指標の実績

○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	計画/実績	単位	R3年度	R4年度	R5年度 ※9月末時点
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	計画	回	1	1	1
	実績		1	2	1
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	計画	人	8	8	8
	実績		19	33	17
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	計画	回	1	1	1
	実績		1	2	1

○包括的な支援体制の整備

項目	計画/実績	単位	R3年度	R4年度	R5年度 ※9月末時点
地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言件数	計画	件	24	24	24
	実績		17	12	6
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	計画	件	24	24	24
	実績		17	12	6
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	計画	回	11	11	11
	実績		11	7	3

○障害福祉サービスの充実

項目	計画/実績	単位	R3年度	R4年度	R5年度 ※9月末時点
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	計画	人	2	2	2
	実績		3	1	1
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する実施回数	計画	回	1	1	1
	実績		1	1	0

○当事者活動の促進

項目	計画/実績	単位	R3年度	R4年度	R5年度 ※9月末時点
ピアサポートの活動への参加人数	計画	人	74	74	74
	実績		33	68	93

○医療的ケア児支援体制の確保

項目	計画/実績	単位	R3年度	R4年度	R5年度 ※9月末時点
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	計画	人	2	2	2
	実績		2	2	2

▼障害福祉サービス・障害児支援の実績

(1) 障害福祉サービスの実績

① 訪問系サービス

※1 か月当たりの実績

サービス名	計画/実績	単位	R3 年度	R4 年度	R5 年度 ※8 月末時点
居宅介護	計画	時間	4,159	4,238	4,318
		人	270	275	280
	実績	時間	4,085	3,940	3,948
		人	281	291	294
重度訪問介護	計画	時間	225	225	225
		人	5	5	5
	実績	時間	99	248	669
		人	3	3	6
同行援護	計画	時間	254	254	254
		人	25	25	25
	実績	時間	211	247	258
		人	25	25	25
行動援護	計画	時間	157	157	157
		人	36	36	36
	実績	時間	80	50	78
		人	23	19	24
重度障害者等 包括支援	計画	時間	0	0	0
		人	0	0	0
	実績	時間	0	0	0
		人	0	0	0

② 日中活動系サービス

※1 か月当たりの実績

サービス名	計画/実績	単位	R3 年度	R4 年度	R5 年度 ※8 月末時点
生活介護	計画	人日	9,595	9,595	9,595
		人	505	505	505
	実績	人日	9,691	9,701	10,237
		人	512	527	548
自立訓練 (機能訓練)	計画	人日	36	36	36
		人	3	3	3
	実績	人日	65	70	33
		人	9	11	8
自立訓練 (生活訓練・日中)	計画	人日	1,008	1,008	1,008
		人	55	55	55
	実績	人日	873	889	1,006
		人	54	55	61
自立訓練 (生活訓練・夜間)	計画	人日	832	832	832
		人	30	30	30
	実績	人日	784	789	915
		人	28	29	32

サービス名	計画/実績	単位	R3 年度	R4 年度	R5 年度 ※8 月末時点
就労移行支援	計画	人日	1,463	1,463	1,463
		人	85	85	85
	実績	人日	1,414	1,235	1,259
		人	81	74	76
就労継続支援 (A 型)	計画	人日	1,156	1,156	1,156
		人	58	58	58
	実績	人日	1,055	960	1,045
		人	53	49	57
就労継続支援 (B 型)	計画	人日	7,712	8,314	8,962
		人	477	515	555
	実績	人日	8,214	8,753	9,715
		人	490	538	580
就労定着支援	計画	人	10	15	20
	実績	人	15	22	28
療養介護	計画	人	48	48	48
	実績	人	47	48	46
短期入所 (福祉型)	計画	人日	1,131	1,177	1,225
		人	175	182	189
	実績	人日	1,236	1,221	1,472
		人	188	192	214
短期入所 (医療型)	計画	人日	47	58	64
		人	8	9	10
	実績	人日	36	32	47
		人	5	4	7

③ 居住系サービス

※1 か月当たりの実績

サービス名	計画/実績	単位	R3 年度	R4 年度	R5 年度 ※8 月末時点
自立生活援助	計画	人	2	3	4
	実績	人	2	3	6
グループホーム	計画	人	223	223	223
	実績	人	237	229	228
施設入所支援	計画	人	208	208	208
	実績	人	209	209	211

④ 相談支援

※1 か月当たりの実績

サービス名	計画/実績	単位	R3 年度	R4 年度	R5 年度 ※8 月末時点
計画相談支援	計画	人	385	408	432
	実績	人	372	391	451
地域移行支援	計画	人	4	4	4
	実績	人	3	2	3
地域定着支援	計画	人	20	22	23
	実績	人	28	30	30

(2) 障害児通所支援等の見込量

① 障害児支援

※1 か月当たりの実績

サービス名	計画/実績	単位	R3 年度	R4 年度	R5 年度 ※8 月末時点
児童発達支援	計画	人日	244	244	244
		人	54	54	54
	実績	人日	249	264	231
		人	57	50	45
医療型児童発達支援	計画	人日	0	0	0
		人	0	0	0
	実績	人日	0	0	0
		人	0	0	0
放課後等デイサービス	計画	人日	2,156	2,156	2,156
		人	234	234	234
	実績	人日	2,620	2,966	3,456
		人	268	297	315
保育所等訪問支援	計画	人日	22	22	22
		人	15	15	15
	実績	人日	10	21	13
		人	6	13	8
居宅訪問型児童発達支援	計画	人日	0	0	0
		人	0	0	0
	実績	人日	0	1	4
		人	0	1	1
障害児相談支援	計画	人	173	173	173
	実績	人	114	118	128

② 医療的ケア児等コーディネーターの配置人数

項目	計画/実績	単位	R3 年度	R4 年度	R5 年度 ※9 月末時点
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数(再掲)	計画	人	2	2	2
	実績		2	2	2

(3) 発達障害に対する支援

項目	計画/実績	単位	R3 年度	R4 年度	R5 年度 ※9 月末時点
ペアレントメンターの人数	計画	人	0	0	0
	実績		0	0	0
ピアサポートの活動への参加人数(再掲)	計画	人	74	74	74
	実績		33	68	93

▼地域生活支援事業の実績

① 必須事業

※年間の利用実績

事業名	計画/実績	単位	R3 年度	R4 年度	R5 年度 ※9月末時点
理解促進研修・啓発事業	計画	—	実施	実施	実施
	実績		実施	実施	実施
自発的活動支援事業	計画	—	実施	実施	実施
	実績		実施	実施	実施
相談支援事業					
障害者相談支援事業	計画	箇所	11	11	11
	実績		11	11	11
基幹相談支援センター	計画	—	実施	実施	実施
	実績		実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	計画	—	—	—	—
	実績		—	—	—
成年後見制度利用支援事業	計画	件	15	15	15
	実績		13	15	6
成年後見制度法人後見支援事業	計画	—	実施	実施	実施
	実績		実施	実施	実施
意思疎通支援事業					
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	計画	実人数	416	416	416
	実績		522	561	223
手話通訳者設置事業 (福祉相談業務)	計画	人	1	1	1
	実績		1	1	1
日常生活用具給付等事業					
介護・訓練支援用具	計画	件	12	12	12
	実績		14	17	3
自立生活支援用具	計画	件	37	37	37
	実績		28	24	11
在宅療養等支援用具	計画	件	29	29	29
	実績		18	24	17
情報・意思疎通支援用具	計画	件	35	35	35
	実績		28	58	37
排せつ管理支援用具	計画	件	4,348	4,348	4,348
	実績		4,409	4,344	2,897
住宅改修費	計画	件	3	3	3
	実績		6	7	2
手話通訳養成研修事業	計画	人	9	9	9
	実績		10	10	10

事業名	計画/実績	単位	R3 年度	R4 年度	R5 年度 ※9 月末時点
移動支援事業	計画	人	408	407	406
		延時間	5,044	4,943	4,844
	実績	人	409	428	290
		延時間	2,344	2,697	2,043
移動支援事業実績内訳					
個別支援型・グループ 支援型（ガイドヘルパー 派遣）	実績	延人数	409	428	290
		延時間	1,599	1,486	918
車両移送型 （福祉バス運行等）	実績	延人数	—	—	—
		延時間	745	1,211	1,125
地域活動支援センター機能強化事業					
機能強化事業	計画	か所	3	3	3
		人	510	510	510
	実績	か所	3	3	3
		人	477	429	343

② 任意事業

※年間の利用実績

事業名	計画/実績	単位	R3 年度	R4 年度	R5 年度 ※9 月末時点
その他事業					
訪問入浴サービス	計画	か所	3	3	3
		人	114	114	114
	実績	か所	3	3	3
		人	167	190	115
生活訓練等	計画	人	60	60	60
	実績	人	59	66	39
日中一時支援	計画	人	163	152	141
	実績	人	146	139	79
点字・声の広報等発行	計画	人	35	34	33
	実績	人	35	35	35
奉仕員養成研修	計画	人	22	22	22
	実績	人	7	10	10
自動車運転免許取得・ 改造助成	計画	件	8	8	8
	実績	件	8	11	4

第4章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

上越市第7次総合計画において、基本目標の1つに「支え合い、生き生きと暮らせるまち」を掲げ、地域社会における支え合いや助け合いによって、暮らしの安心感を高めるとともに、年齢や障害等の有無にかかわらず、誰一人社会から孤立することなく、住み慣れた地域で心身ともに健康で、自分らしく生きがいを持って暮らすことができるまちづくりを目指し、取組を進めます。

また、本計画の上位計画となる上越市第3次地域福祉計画においては、「誰もが居場所と出番をもって、共に支え合いながら、安心してすこやかに自分らしく暮らせる地域社会の実現」を基本理念に掲げ、関係機関と協力しながら、地域福祉の更なる推進に取り組むこととしています。

上越市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画では、「誰もが居場所と出番を持って、共に支え合いながら、安心してすこやかに自分らしく暮らせる地域社会の実現」を基本理念に掲げ、障害のある人の支援体制の充実のほか、就労や社会参加の促進に向けた取組を進めてきました。

障害福祉を取り巻く環境は、障害のある人や家族の高齢化、障害特性に応じた切れ目のない支援など多様化・複雑化しており、障害のある人が「親亡き後」も安心して自分らしく暮らしていくことができるよう、支援体制の充実が求められています。

このような状況を踏まえ、本計画の柱となる「基本理念」については、以下のとおり、引き続き前計画の理念を継続するものとします。

【基本理念】

誰もが居場所と出番を持って、共に支え合いながら、安心してすこやかに自分らしく暮らせる地域社会の実現

(本計画における「出番」の意味)

地域全体で支え合う取組を安定的に継続させていくためには、行政や福祉関係事業者による支援はもとより、地域における住民同士の支え合い体制の強化など、住民の皆さんの主体的な参加による地域福祉を推進していくことが必要となってきます。

このため、本計画においては、地域住民の皆さんが地域福祉の向上のために主体的に行動している状態を「出番」と表現します。

2 目標

基本理念を実現するため、以下の3つの目標を設定し、各種施策を推進します。

▼目標1 住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための体制の整備を強化します

障害のある人を正しく理解し、個人の人格や個性を尊重し合うことを目指し、障害を理由とする差別の解消や障害のある人の権利擁護を推進するとともに、地域住民や関係機関と連携しながら、地域での見守り等を含めた重層的な支援体制の整備に取り組んでいきます。

▼目標2 利用者の意思が尊重され、本人の自立や介護する家族等を支援する障害福祉サービスの充実を図ります

障害のある人を、自らの決定に基づき社会のあらゆる分野における活動に参加する主体として捉え、障害のある人が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援します。

障害のある人が自ら望む地域生活を継続していくために、障害福祉サービスや経済的支援の充実を図るとともに、自己決定の尊重と意思決定の支援に配慮しつつ、必要な支援等が行われることを推進します。

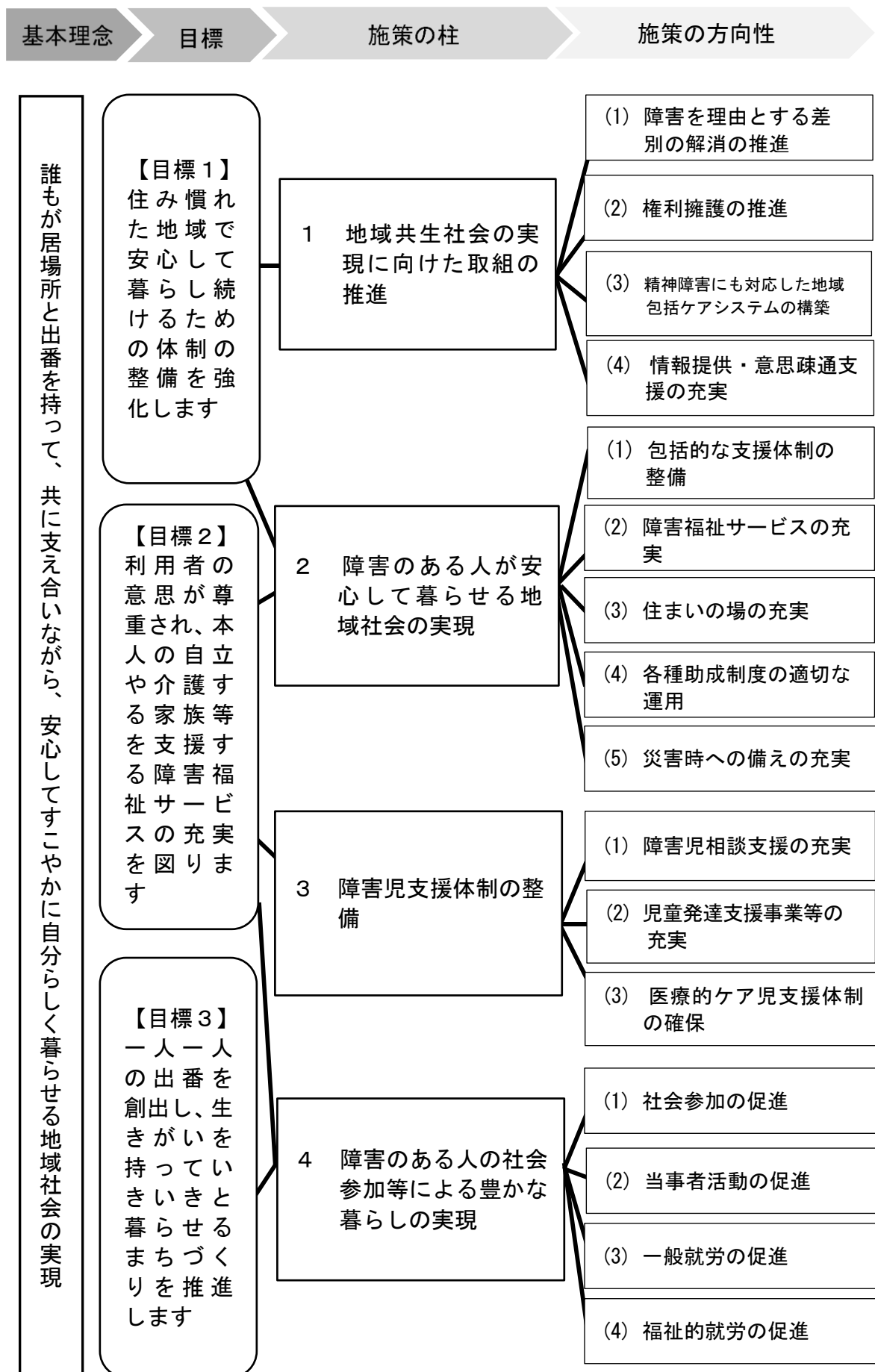
支援ニーズの多様化・複雑化に対応するため、事業者と連携し、サービスの質の向上及び人材の確保に向けた取組を推進していきます。

▼目標3 一人一人の出番を創出し、生きがいを持っていきいきと暮らせるまちづくりを推進します

障害のある人が自分らしく暮らしていくために、様々な活動に参加しやすい環境づくりを推進し、社会参加等による豊かな暮らしの実現を図ります。

障害のある人の就労支援のため、一人一人の適正やニーズに合った支援を提供するとともに、障害のある人もない人も、分け隔てなく雇用される地域社会を目指していきます。

3 計画の体系



第5章 施策の方向性

▼施策の柱1 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

〈施策の方向性〉

(1) 障害を理由とする差別の解消の推進

障害のある人が地域や職場で自分らしく活躍できるよう、障害のある人への理解と差別意識の解消を進めます。

(2) 権利擁護の推進

地域で自分らしく、安心して暮らせるよう、成年後見制度の利用促進や障害者虐待の防止に取り組むとともに、障害者施策の策定及び実施に当たっては、障害のある人や家族等の意見を聴き、その意見を尊重します。

(3) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神科病院に入院している人も含め、メンタルヘル스에課題を持っている人に対する包括的な支援体制の構築を目指し、保健・医療・福祉関係者の連携はもとより、当事者の皆さんとの関わりを持ちながら、地域全体で精神障害のある人等を支える体制を整えていきます。

(4) 情報提供・意思疎通支援の充実

障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、障害のある人に必要とする情報が効果的に行き届くよう、分かりやすい行政情報の提供に努めるとともに、手話通訳者等の派遣や支援機器の給付等を通じてコミュニケーション支援の充実を図ります。

〈主な取組〉

(1) 障害を理由とする差別の解消の推進

- 障害者差別解消法の改正に伴い、令和6年4月1日から事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されることを受け、事業者へ啓発チラシの配布を行うなど、周知を行います。
- 相談支援専門員や障害福祉サービス事業所との連携により、障害を理由とする差別等事案の情報収集に努め、差別の解消に向けた助言や再発防止のための周知・啓発等に取り組みます。
- 上越市障害者差別解消支援地域協議会において、障害者差別に関する相談事例等の情報共有を行うとともに、障害者差別の解消に資する取組や、周知啓発などに関する協議を行い、各種施策に反映します。
- イベントの開催や広報上越などを通じて、障害を理由とする偏見や差別の解消、障害特性についての理解などを促し、障害のある人もない人も、ともに地域の一員として暮らしていくための市民意識の醸成を図っていきます。

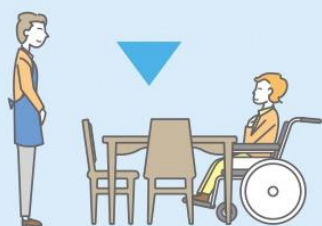
合理的配慮の具体例

※合理的配慮の内容は個別の場面に応じて異なるものになりますので、以下の例はあらゆる事業者が必ずしも実施するものではないこと、また以下の例以外であっても合理的配慮に該当するものがあることに留意しましょう。

物理的環境への配慮 (例：肢体不自由)



【障害のある人からの申出】
飲食店で車椅子のまま着席したい。

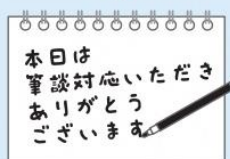


【申出への対応（合理的配慮の提供）】
机に備え付けの椅子を片付けて、車椅子のまま着席できるスペースを確保した。

意思疎通への配慮 (例：弱視難聴)

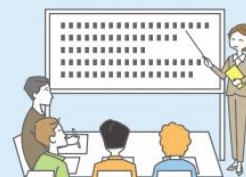


【障害のある人からの申出】
難聴のため筆談によるコミュニケーションを希望したが、弱視でもあるため細かいペンや小さな文字では読みづらい。



【申出への対応（合理的配慮の提供）】
太いペンで大きな文字を書いて筆談を行った。

ルール・慣行の柔軟な変更 (例：学習障害)



【障害のある人からの申出】
文字の読み書きに時間がかかるため、セミナーへ参加中にホワイトボードを最後まで書き写すことができない。



【申出への対応（合理的配慮の提供）】
書き写す代わりに、デジタルカメラ、スマートフォン、タブレット型端末などで、ホワイトボードを撮影でることとした。

(出典：内閣府 リーフレット『令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されます!』)

(2) 権利擁護の推進

▶重点取組

- 成年後見制度を適切に利用できる環境を整えていくため新たに「上越市成年後見支援センター」を設置し、相談体制の整備とともに、制度の普及啓発や後見人の支援、関係機関の連携強化等の取組を推進します。
 - 法人が後見人となって支援を行う「法人後見」と、本人との契約に基づき福祉サービスの利用手続や日常的な金銭管理を支援する「日常生活自立支援事業」を行う上越市社会福祉協議会に対して、補助金を交付するなどの支援を行います。
 - 障害のある人が地域において安心した生活を送ることができるよう、成年後見制度利用助成事業の助成対象の拡充や日常生活自立支援事業を利用する際の費用の助成を検討します。
 - 身寄りのない人や親族による申立てが見込めない人については、心身の状況や生活状況等を確認し、成年後見の市長申立てにつなげていきます。
 - 障害のある人への虐待防止を図るため、関係機関と連携しながら、虐待の早期発見、早期支援に取り組むとともに、障害者福祉施設等の職員を対象に研修会等を開催していきます。
- ▶重点取組
- 自立支援協議会に「当事者部会」を設置し、地域課題や支援策の検討内容を共有するとともに、当事者の意見が施策に反映できる仕組みを整えます。

(3) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 長期入院中の精神障害のある人に対し、医療機関等と連携しながら、適切なタイミングで退院できるよう支援するとともに、退院促進に向け、ピアサポーターの活用を検討します。
- 県主催の保健・医療・福祉関係者等による協議の場や、相談支援事業所が主催する当事者や家族、一般市民を含めた協議の場を活用し、継続した支援体制の検討を行います。

(4) 情報提供・意思疎通支援の充実

- 「上越市手話言語及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」に基づき、障害の特性等に応じた多様なコミュニケーション手段を利用することができるよう合理的配慮の重要性について、市民啓発や職員研修を行います。
- 視覚に障害のある人を対象に、広報上越の内容を音声でお伝えする「声の広報」の制作・送付や、市ホームページへの文字の拡大、背景色の切替え、音声読み上げなどの閲覧支援機能の設置など、障害のある人に配慮した情報提供に努めます。
- 聴覚に障害のある人へのコミュニケーション支援として、上越市社会福祉協議会と連携を図り、引き続き、手話通訳者や要約筆記者を派遣するとともに、養成講座や体験講座を通じて、手話通訳者等の人材育成・確保を図ります。
- 聴覚に障害のある人が急病などの緊急時において、適切に手話通訳者を派遣することができるよう、医療機関や消防、警察等の関係機関と連携して対応します。
- 障害のある人がコミュニケーションを円滑に行えるよう、ニーズに合った、日常生活用具給付等事業における情報・意思疎通支援用具の充実を図ります。

▼施策の柱2 障害のある人が安心して暮らせる地域社会の実現

〈施策の方向性〉

(1) 包括的な支援体制の整備

障害のある人が自らの意思で、身近な地域において相談支援を受けることができるよう、相談支援体制の充実・強化を図ります。

(2) 障害福祉サービスの充実

利用者の増加やニーズを踏まえ、障害福祉サービスの提供体制を確保するとともに、質・量を確保するため、障害福祉分野の人材確保・育成に取り組みます。

(3) 住まいの場の充実

地域における居住の場として、グループホームの整備を関係機関と協議の上、計画的に進めるとともに、重度の障害のある人の施設入所支援を継続します。

(4) 各種助成制度の適切な運用

重度の障害のある人に対する医療費の助成や特別障害者手当等の給付などを通じて、障害のある人の経済的負担の軽減を図ります。

(5) 災害時への備えの充実

災害時における避難支援等の充実を図ります。

〈主な取組〉

(1) 包括的な支援体制の整備

○地域における身近な相談窓口である地域包括支援センターにおいて、障害のある人やひきこもりの人等への相談支援を行うほか、地域の関係機関等と連携し、地域での見守り等を含めた重層的な支援体制の整備に取り組みます。

▶**重点取組** ○相談支援事業所間における定期的なケースに係る共有会議や事例検討会等を通じて相談支援専門員の更なる資質の向上を図るため、複数の相談支援事業所による協働体制を構築します。

▶**重点取組** ○計画相談支援の業務の効率化を図るとともに、運営面での支援を検討し、指定相談支援事業への民間事業者の積極的な参入を促します。

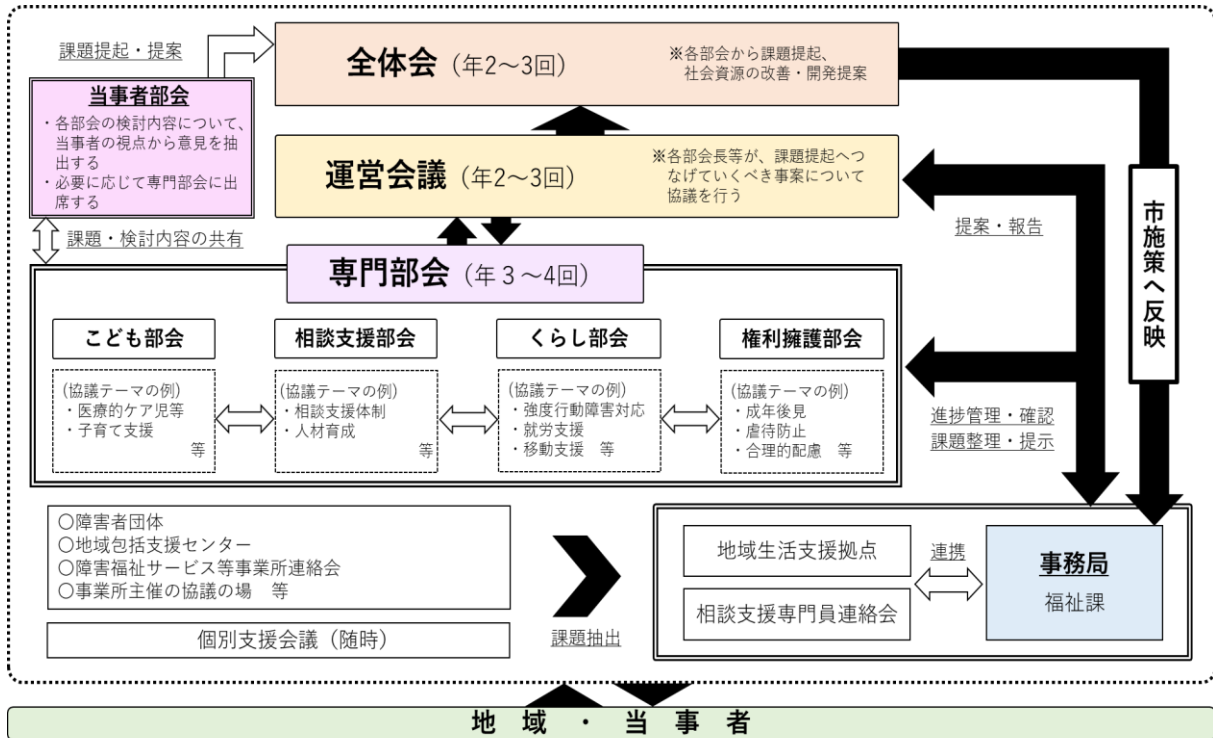
○市内の地域生活支援拠点運営事業所が連携し、困難なケースへの対応や緊急受入体制の強化、専門的人材の育成などに取り組みます。

○強度行動障害など重い障害のある人の緊急事態をあらかじめ想定し、緊急時には障害福祉サービス事業者と連携して適切な支援が提供できる体制を整えます。

○当市における相談支援に必要な機能や役割分担について、各相談支援機関と整理・検討します。

▶**重点取組** ○地域課題に対し、効果的な支援策の検討が行えるよう、自立支援協議会の体制の充実を図ります。

〈上越市自立支援協議会イメージ図〉



(2) 障害福祉サービスの充実

- 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等の訪問系サービスや生活介護、就労継続支援、短期入所等の日中活動系サービスについて、個々のニーズや実態に応じ、障害福祉サービス事業者と連携しながら質的・量的な充実を図ります。
- サービスの質・量を確保していくため、障害者施設等の新人・中堅職員向けの研修会や人材交流のほか、小中学校の児童生徒を対象にした障害に関する学びの機会の提供などを通して、人材の育成・確保に取り組みます。
- 障害のある人の日中活動(サークル活動、創作活動、グループ活動など)の場として設置している地域活動支援センターにおいて、障害のある人同士の交流、社会参加の促進を図ります。

(3) 住まいの場の充実

- ▶重点取組 ○65歳以上の障害福祉サービス等利用者について、本人や家族、関係者等の意向により介護保険サービスが必要になった時点で特別養護老人ホーム等の介護保険サービスへの移行及び調整を行い、本人の状況に合わせた活動・生活の場を確保します。
- ▶重点取組 ○障害福祉サービス事業者によるグループホームの整備を引き続き支援するとともに重度の障害のある人に対応する「日中サービス支援型グループホーム」の整備を促します。
- グループホームにおいて、地域で生活する上での希望や課題を本人と確認しつつ、一人暮らしを希望する障害のある人への支援を推進します。

(4) 各種助成制度の適切な運用

- 自立支援医療（更生・育成・精神通院）制度や重度心身障害者医療費助成制度（県障）について、適正な運用を図り、障害のある人の経済的な負担の軽減を図ります。
- 特別支援学校への通学支援の充実を図り、保護者の仕事と育児の両立を支援します。
- 医療費助成制度や特別障害者手当、障害児福祉手当、各種用具の給付制度など経済的負担の支援策について、対象者が適切に助成を受けられるよう市のホームページや障害福祉ハンドブック等を活用し周知に努めます。
- 国県が事業主体である各種支援制度の拡充について、動向を見ながら働きかけを行います。

(5) 災害時への備えの充実

- 福祉避難所の対象者が個別避難計画に基づき、災害時に適切に福祉避難所で受け入れられるよう、受入先の事業所との連絡・調整を行います。
- 定期的に福祉避難所の対象者の見直しを行い、福祉避難所対象者の把握を行います。
- 障害のある人の指定避難所について、福祉避難スペースの確保や障害種別ごとの必要な支援について防災部局と情報共有を図り対応します。
- 保健所と災害時における人工呼吸器装着者の情報共有を定期的に行うとともに、災害等による長期の停電や非常時において電源が確保できるよう、非常用電源装置の給付を行います。
- 外出時や災害時等に周りの人に手助けを求めるツールである「ヘルプカード」「ヘルプマーク」について、様々な機会を捉えて普及啓発に取り組みます。

▼施策の柱3 障害児支援体制の整備

〈施策の方向性〉

(1) 障害児相談支援の充実

障害のある児童の相談支援専門員の人員確保とサービスの質の向上を図ります。

(2) 児童発達支援事業等の充実

児童発達支援事業や放課後等デイサービスにおけるサービスの質の向上等を図ります。保育所等訪問支援事業等の活用により、地域のインクルージョンを推進します。

(3) 医療的ケア児支援体制の確保

医療的ケアが必要な児童とその家族を支える支援体制の充実を図ります。

〈主な取組〉

(1) 障害児相談支援の充実

▶重点取組

- 障害のある児童のライフステージに即した切れ目のない支援体制の構築を目指し、地域の相談支援体制の充実に向けた取組を進めます。
- こども発達支援センターが行う就学前児童を対象とする発達相談の機能を充実し、早期支援に向けた取組を強化します。

(2) 児童発達支援事業等の充実

▶重点取組

- 福祉課とこども発達支援センターにおいて、地域の児童発達事業所との連携を強化することで、センターが実施する児童発達支援事業の民間移行等を進め、身近な地域で療育を受けられる体制づくりを進めます。
- 児童発達支援事業や放課後等デイサービスを担う職員への研修等を行い、サービスの向上を図ります。
- 保育所等訪問支援事業等を通じ、保育園等でのインクルーシブ保育を推進します。
- 社会的養護の対象となっている児童について、児童相談所と連携しながら、必要なサービス利用に係る措置を行います。

(3) 医療的ケア児支援体制の確保

- 医療的ケア児等コーディネーターを配置し、保健師や保育園等と連携しながら、医療的ケアが必要な児童とその家族の支援を総合的に調整します。
- 重症心身障害のある児童を支援する児童発達支援事業や放課後等デイサービスについて、運営事業者と連携をしながら、引き続き、受入体制を確保していきます。
- 重症心身障害のある人の緊急的な受入れに常時対応できるよう、医療機関における短期入所用病床を確保します。
- 家族の一時的なレスパイトを支援するため、障害福祉サービス事業所等において日中の預かり支援を行います。
- 医療的ケアが必要な児童の支援体制について、保護者との意見交換会や自立支援協議会専門部会等による協議を進め、必要な支援の検討・充実を図ります。

▼施策の柱4 障害のある人の社会参加等による豊かな暮らしの実現

〈施策の方向性〉

(1) 社会参加の促進

外出支援や移動支援など各種事業を実施し、障害のある人の余暇活動や社会参加の促進を図り、住み慣れた地域で生きがいを持って生活できる環境を整えます。

(2) 当事者活動の推進

障害のある人が自ら支え合う取組を支援します。

(3) 一般就労の促進

障害のある人の自立した暮らしを支える一般就労の促進に取り組みます。

(4) 福祉的就労の促進

障害のある人のスキルを高め、自分らしい暮らしを支える福祉的就労の環境整備に取り組みます。

〈主な取組〉

(1) 社会参加の促進

- 移動手段の確保については、タクシー利用や運転に必要な自動車改造費、運転免許取得費用などの各種助成制度を継続して行います。
- 福祉バスについては、適正な車両管理を行いながら、利用を促進します。
- 福祉有償運送については、実施団体や福祉有償運送運営協議会とともに、安全性の確保や利便性の向上に向けて、引き続き事業を進めていきます。
- 行動援護や移動支援などのガイドヘルプサービスについて、障害福祉サービス事業者と協議をしながら、利用環境の充実に努めます。
- 障害のある人がスポーツや文化活動に親しむことができるよう、障害者週間における公共施設の無料開放やイベントを通じて芸術文化等に触れる機会を創出します。

(2) 当事者活動の推進

- 障害者団体が行う障害福祉サービスに関する勉強会や当事者が参加するピアサポート活動など自主的な活動を支援します。
- 障害者団体の新規会員の加入促進に向けて、紹介チラシの窓口等への設置や、障害福祉ハンドブック等での紹介などにより障害者団体の取組を支援します。
- 障害者団体と定期的な意見交換などを通じて、現状や課題を共有するとともに、有機的に連携して取り組める協力関係を築いていきます。

(3) 一般就労の促進

- 障害のある人が本人の特性や能力等に応じた就労機会を確保できるよう、福祉事業所や障害者就業・生活支援センター、ハローワークなど関係機関と連携し、受入先企業の開拓や就労後の職場定着などの取組を積極的に進めます。
- 障害のある人の一般就労への移行と職場定着を推進するため、就労移行支援事業や就労定着支援事業等の利用促進を図ります。
- 障害者就業・生活支援センターに「ジョブサポーター」を配置し、障害のある人の意向や特性を踏まえた就労支援や新たな就労先の開拓、職場実習の支援等を通して、一般就労の拡大を図ります。
- 実際に企業等で就労している障害のある人の紹介などを通して、企業等の障害者雇用への理解の促進と就労先の拡充を図ります。
- 障害のある人の就職活動が円滑に進むよう、企業等に必要な情報を提供する「就職・実習希望者エントリーシート」の活用を促進します。
- 特別支援学校等の児童生徒や保護者、学校の進路担当者等を対象に、企業での採用事例や求める人材などを紹介する一般就労向けセミナーを開催します。

(4) 福祉的就労の促進

- 就労継続支援事業所における受託作業の拡大に向けて、障害福祉サービス事業所で組織する「上越ワーキングネットワーク」を支援し、企業等からの受注拡大や農福連携の取組などにより、各事業所の作業工賃の向上を図ります。
- 一般就労が困難な障害のある人で、雇用契約に基づく就労可能な人に、働く場の提供等を行う就労継続支援 A 型サービスは、利用者が増加傾向にあることから、民間事業者の参入促進を図ります。
- 高等学校・特別支援学校高等部卒業後の進路決定や日中の居場所等を検討し、将来を考えるきっかけ作りとして、イベントの実施や資料の配布等により、障害福祉サービス事業所の紹介や制度説明の機会を設けます。
- 障害者優先調達推進法に基づき、市の物品やサービスの調達において、障害福祉サービス事業所から優先的・積極的な調達を推進します。

第6章 成果目標と活動指標

1 本章の内容と目的

本章は、国の「障害福祉サービス及び障害児通所支援などの円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「国の基本指針」という。）」に即して、計画期間中における施策の成果目標や障害福祉サービス等の見込量などを定め、本市におけるサービス提供体制の計画的な整備を図るものです。

2 成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

《国の基本指針》

- ・令和8年度末において、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とします。
- ・令和8年度末において、令和4年度末時点の施設入所者の5%以上を削減することを基本とします。

《当市の目標値》

項目	【参考】令和4年度末時点	目標値 (令和8年度末)
地域生活移行者数※	3人 (令和3年度と令和4年度の移行者数の合計)	13人 (令和6年度から令和8年度までの合計人数)
施設入所者数	209人	212人

▼目標値の考え方

- ・国の基本指針を踏まえ、令和6年度から令和8年度までの3か年における地域生活移行者数は、令和4年度の施設入所者数の6%以上である13人として設定します。
- ・一方で、障害の程度や介護者の高齢化により施設入所のニーズは依然高く、施設入所の待機者は令和5年8月末時点で52人であり、入所者数を減少させることは実態として難しいため、施設入所者数の目標値は令和5年8月末時点と同数とします。

※施設入所からグループホーム等に移行した者の数

(2) 地域生活支援の充実

①地域生活支援拠点等が有する機能の充実

《国の基本指針》

- ・令和 8 年度末までに、各市町村において地域生活支援拠点を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年 1 回以上、支援の実績等を踏まえた運用状況を検証及び検討することとします。

《当市の目標値》

項目	【参考】令和 4 年度末時点	目標値 (令和 8 年度末)
地域生活支援拠点の数	1 か所 (面的整備)	1 か所 (面的整備)
コーディネーターの 配置人数	4 人	4 人以上
年 1 回以上の運用状況 の検証・検討	実施	実施

▼目標値の考え方

- ・当市は複数の事業所が連携して地域生活支援拠点の機能を担う「面的整備」を進めており、拠点登録している相談支援事業所にコーディネーターが配置されているので、令和 8 年度末時点においても同等以上の体制が確保されていることを目標とします。
- ・また、引き続き、上越市自立支援協議会において、地域生活支援拠点の運用状況を検証、検討することとします。

②強度行動障害を有する者への支援体制の充実

《国の基本指針》

- ・令和 8 年度末までに、各市町村又は圏域において、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とします。

《当市の目標値》

項目	【参考】令和 4 年度末時点	目標値 (令和 8 年度末)
強度行動障害を有する 者への支援体制の有無	無	有

▼目標値の考え方

- ・国の基本指針を踏まえ、令和 8 年度末までに強度行動障害など重い障害のある人の緊急事態をあらかじめ想定し、緊急時には障害福祉サービス事業者と連携して適切な支援が提供できる体制を整えます。また、緊急時の支援だけでなく、住まいの場や日中活動の提供なども含め、サービス提供のスキルアップを進めるよう研修やコンサルテーションを実施できる環境を整えます。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

①就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行

《国の基本指針》

- ・就労移行支援事業等（就労移行支援、就労継続支援、自立訓練、生活介護）を通じて、令和 8 年度中に一般就労に移行する者を令和 3 年度の移行実績の 1.28 倍以上とすることを基本とします。
- ・就労移行支援事業を通じた移行者数を 1.31 倍以上とすることを基本とします。
- ・就労継続支援 A 型事業を通じた移行者数をおおむね 1.29 倍以上、就労継続支援 B 型事業を通じた移行者数をおおむね 1.28 倍以上とすることを目指します。

《当市の目標値》

項目	【参考】令和 3 年度実績値	目標値 (令和 8 年度中)
福祉施設から一般就労への移行者数	36 人	47 人
就労移行支援事業所からの移行者数	26 人	35 人
就労継続支援 A 型事業所からの移行者数	4 人	6 人
就労継続支援 B 型事業所からの移行者数	3 人	4 人

▼目標値の考え方

- ・国の基本指針を踏まえ、令和 3 年度の各実績に指針の増加率を乗じた数値を目標に設定します。

②就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行者の割合が一定水準以上である事業所の割合

《国の基本指針》

- ・就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを基本とします。

《当市の目標値》

項目	【参考】令和 4 年度実績値	目標値 (令和 8 年度中)
就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 5 割以上の事業所の割合	41.7%	50%

▼目標値の考え方

- ・国の基本指針を踏まえた目標設定とします。

③就労定着支援事業の利用者数

《国の基本指針》

- ・令和8年度における就労定着支援事業の利用者数を、令和3年度実績の1.41倍以上とすることを基本とします。

《当市の目標値》

項目	【参考】令和3年度実績値	目標値 (令和8年度中)
就労定着支援事業の利用者数	18人	26人

▼目標値の考え方

- ・国の基本指針を踏まえ、令和3年度実績の1.41倍以上である26人で設定します。

④就労定着率[※]が7割以上の就労定着支援事業所の割合

《国の基本指針》

- ・令和8年度において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とします。

《当市の目標値》

項目	【参考】令和4年度実績値	目標値 (令和8年度中)
就労定着率7割以上の事業所の割合	12.5%	25%

▼目標値の考え方

- ・国の基本指針を踏まえた目標設定とします。

※過去6年間に就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合

(4) 障害児支援の提供体制の整備等

①障害児支援の提供体制

《国の基本指針》

- ・令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とします。
- ・次に掲げる児童発達支援センターの中核的な支援機能を踏まえ、市町村においては、点在する地域資源を重ね合わせた重層的な支援体制を整備することが必要である。
 - (1) 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
 - (2) 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能
 - (3) 地域のインクルージョン機能
 - (4) 地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能
- ・なお、地域の実情により児童発達支援センター未設置の市町村においては、障害福祉主管部局等が中心となって、関係機関の連携の下で児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備することが必要である。
- ・保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とします。
- ・令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とします。

《当市の目標値》

項目	【参考】令和4年度末時点	目標値 (令和8年度末)
児童発達支援センターの設置	無 〔ただし、こども発達支援センターが地域の中核的な支援機能を有している。〕	無 〔ただし、障害福祉の主管課と地域の中核的な支援機能を有することも発達支援センターにおいて、重層的な支援体制の整備を進める。〕
障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制	有	有
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	1か所	1か所
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	3か所	3か所

▼目標値の考え方

- ・福祉課とこども発達支援センターにおいて、重層的な支援体制の整備を進めるとともに、保育所等訪問支援等を活用しながら障害のある児童の地域社会への参加、包容（インクルージョン）を推進します。
- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所については、運営事業者と連携をしながら、引き続き、受入体制を確保します。

②医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置等

《国の基本指針》

<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度末までに、各市町村に保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等による協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とします。
--

《当市の目標値》

項目	【参考】令和4年度末時点	目標値 (令和8年度末)
医療的ケア児支援のための協議会の場	有	有
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	2人	2人
▼目標値の考え方		
<ul style="list-style-type: none"> 国の基本指針を踏まえ、引き続き医療的ケア児支援のための協議会の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。 		

(5) 相談支援体制の充実・強化等

《国の基本指針》

<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とします。 また、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とします。

《当市の目標値》

項目	【参考】令和4年度末時点	目標値 (令和8年度末)
基幹相談支援センターの設置	1か所	1か所
地域の相談支援体制の強化を図る体制の有無	有	有
個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うために必要な協議会の有無	有	有
▼目標値の考え方		
<ul style="list-style-type: none"> 国の基本指針を踏まえ、市直営による基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援拠点として総合的な相談業務や地域の相談支援体制の強化などに取り組みます。 自立支援協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の取組を行います。 		

(6) 障害福祉サービス等の質の向上

《国の基本指針》

- ・令和 8 年度末までに都道府県及び市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とします。

《当市の目標値》

項目	【参考】令和 4 年度末時点	目標値 (令和 8 年度末)
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の有無	有	有
▼目標値の考え方		
・国の基本指針を踏まえ、引き続き各法人等が連携した研修の実施や多職種連携による支援体制の強化に向けた取組を実施します。		

3 活動指標

(1) 障害福祉サービスの見込量

① 訪問系サービス

※1 か月当たりの見込量

サービス名	単位	R6 年度	R7 年度	R8 年度	算定の考え方
居宅介護	時間	3,920	4,000	4,079	前期計画期間の実績を踏まえ利用者増を見込む
	人	297	303	309	
重度訪問介護	時間	2,160	2,880	3,600	前期計画期間の実績及びニーズを踏まえ利用者数と利用時間の増を見込む
	人	6	8	10	
同行援護	時間	263	263	263	前期計画期間の実績を踏まえ増減なしと見込む
	人	25	25	25	
行動援護	時間	83	86	89	前期計画期間の実績を踏まえ利用者増を見込む
	人	25	26	27	
重度障害者等 包括支援	時間	0	0	0	当該サービスの提供事業所の開設見込みがないため
	人	0	0	0	

② 日中活動系サービス

※1 か月当たりの見込量

サービス名	単位	R6 年度	R7 年度	R8 年度	算定の考え方
生活介護	人日	10,584	10,940	11,314	前期計画期間の実績を踏まえ利用者増を見込む
	人	566	585	605	
自立訓練 (機能訓練)	人日	37	37	37	前期計画期間の実績を踏まえ増減なしと見込む
	人	8	8	8	
就労選択支援	人	0	20	30	R7 年度からの新規サービス
自立訓練 (生活訓練・日中)	人日	1,009	1,043	1,077	前期計画期間の実績を踏まえ利用者増を見込む
	人	59	61	63	
自立訓練 (生活訓練・夜間)	人日	965	1,027	1,094	前期計画期間の実績を踏まえ利用者増を見込む
	人	34	36	39	
就労移行支援	人日	1,251	1,251	1,251	R4、R5 年度の実績を踏まえ見込む
	人	74	74	74	
就労継続支援 (A 型)	人日	1,234	1,421	1,608	ニーズがあることから年間10 人の利用者増を見込む
	人	66	76	86	
就労継続支援 (B 型)	人日	10,354	11,206	12,124	前期計画期間の実績を踏まえ利用者増を見込む
	人	620	671	726	
就労定着支援	人	21	21	21	前期計画期間の実績を踏まえ増減なしと見込む
療養介護	人	71	71	71	前期計画の実績及び事業所の定員増による利用者増を考慮し見込む
短期入所 (福祉型)	人日	1,589	1,694	1,806	前期計画期間の実績を踏まえ利用者増を見込む
	人	227	242	258	
短期入所 (医療型)	人日	37	43	50	前期計画期間の実績を踏まえ利用者増を見込む
	人	6	7	8	

※ 単位のうち「人日」は、利用見込人数に1人1月当たり平均利用見込日数を乗じたものです。

③ 居住系サービス

※1 か月当たりの見込量

サービス名	単位	R6 年度	R7 年度	R8 年度	算定の考え方
自立生活援助	人	6	6	6	R5 年度と同水準を見込む
グループホーム	人	254	264	282	R5 年度の実績及び新規利用ニーズや事業所の開設見込みを考慮し見込む
施設入所支援	人	212	212	212	R5 年 8 月末時点と同水準の利用を見込む

④ 相談支援

※1 か月当たりの見込量

サービス名	単位	R6 年度	R7 年度	R8 年度	算定の考え方
計画相談支援	人	476	516	561	前期計画期間の実績を踏まえ利用者増を見込む
地域移行支援	人	3	3	3	前期計画期間の実績を踏まえ増減なしと見込む
地域定着支援	人	31	32	33	前期計画期間の実績を踏まえ利用者増を見込む

(2) 障害児通所支援等の見込量

① 障害児支援

※1 か月当たりの見込量

サービス名	単位	R6 年度	R7 年度	R8 年度	算定の考え方
児童発達支援	人日	318	371	424	取組強化により対象者増を見込む
	人	60	70	80	
放課後等デイサービス	人日	3,619	3,891	4,186	前期計画期間の実績を踏まえ利用者増を見込む
	人	332	357	384	
保育所等訪問支援	人日	23	23	23	定員をもとに見込む
	人	15	15	15	
居宅訪問型児童発達支援	人日	4	4	4	R5 年度と同水準の利用を見込む
	人	1	1	1	
障害児相談支援	人	142	153	165	前期計画期間の実績を踏まえ利用者増を見込む

※ 単位のうち「人日」は、利用見込人数に 1 人 1 月当たり平均利用見込日数を乗じたものです。

② 医療的ケア児等コーディネーターの配置人数

項目	単位	R6 年度	R7 年度	R8 年度	算定の考え方
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	2	2	2	R5 年 9 月時点の配置人数: 2 人 現配置人数を維持する

(3) 発達障害者等に対する支援

項目	単位	R6年度	R7年度	R8年度	算定の考え方
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）	人	受講者数 15 実施者数 2	受講者数 15 実施者数 2	受講者数 15 実施者数 2	受講者数は「丁寧な親子コミュニケーション支援」の参加者数の実績を踏まえ見込む 実施者数は「丁寧な親子コミュニケーション支援」に関わる、こども発達支援センターの保育士の実績を踏まえ見込む
ピアサポートの活動への参加人数	人	68	68	68	前期計画期間中の実績を考慮し見込む

(4) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	単位	R6年度	R7年度	R8年度	算定の考え方
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	2	2	2	上越圏域障害者地域生活支援連絡会議「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援部会」の開催実績を踏まえ見込む
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	36	36	36	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	2	2	2	
精神障害者の地域移行支援	人	2	2	2	サービスの見込量と精神障害者の利用実績を考慮し見込む
精神障害者の地域定着支援	人	19	20	20	
精神障害者の共同生活援助	人	72	72	72	
精神障害者の自立生活援助	人	5	5	5	
精神障害者の自立訓練（生活訓練）	人	27	28	29	

(5) 相談支援体制の充実・強化のための取組

項目	単位	R6 年度	R7 年度	R8 年度	算定の考え方
基幹相談センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言	件	50	50	50	基幹相談センターや拠点機能強化事業による相談支援事業所が抱える困難ケースへの専門的な指導・助言の件数
地域の相談支援事業所の人材育成の支援	件	12	12	12	地域生活支援拠点等機能強化事業における、専門的な人材の確保・育成の促進を目的とした研修会の開催
地域の相談機関との連携強化の取組の実施	回	24	24	24	地域生活支援拠点等機能強化事業における、連携会議の回数
個別事例の支援内容の検証の実施	回	12	12	12	地域生活支援拠点等機能強化事業における、専門的な人材の確保・育成の促進を目的とした研修会の開催
基幹相談センターにおける主任相談支援専門員の配置数	人	1	1	1	令和5年10月現在0人
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施回数（頻度）及び参加事業者・機関数	回	3	3	5	自立支援協議会の開催回数
	団体	18	18	18	R5年度の自立支援協議会の委員数と同水準を見込む
協議会の専門部会の設置数及び実施回数（頻度）	部会	4	4	4	こども部会、相談支援部会、くらし部会、権利擁護部会
	回	4	4	4	年4回専門部会を開催する

(6) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

項目	単位	R6 年度	R7 年度	R8 年度	算定の考え方
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	人	2	2	2	前期計画期間中の実績を考慮し見込む
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する実施回数	回	1	1	1	年に1回、自立支援協議会の中でサービスの実施状況を共有する。

4 地域生活支援事業の見込み

① 必須事業

※年間の利用見込量

事業名	単位	R6 年度	R7 年度	R8 年度	算定の考え方
理解促進研修・啓発事業	—	実施	実施	実施	啓発事業を継続実施
自発的活動支援事業	—	実施	実施	実施	発達障害のある人の交流の場の提供を継続実施
相談支援事業					
障害者相談支援事業	箇所	12	12	12	地域包括支援センターにおける障害者相談支援を継続
基幹相談支援センター	箇所	1	1	1	市直営による基幹相談支援センターを設置
基幹相談支援センター等機能強化事業	—	実施	実施	実施	地域包括支援センターにおける相談体制を継続
住宅入居等支援事業	—	—	—	—	実施体制の検討を行う
成年後見制度利用支援事業	件	20	20	20	助成対象の拡充等を踏まえ見込む
成年後見制度法人後見支援事業	—	実施	実施	実施	継続実施
意思疎通支援事業					
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実人数	454	476	498	実績を踏まえ利用者増を見込む
手話通訳者設置事業(福祉相談業務)	人	1	1	1	継続して配置
日常生活用具給付等事業					
介護・訓練支援用具	件	12	12	12	実績を踏まえ見込む
自立生活支援用具	件	28	28	28	
在宅療養等支援用具	件	24	24	24	
情報・意思疎通支援用具	件	39	39	39	
排せつ管理支援用具	件	4,394	4,394	4,394	
住宅改修費	件	7	7	7	
手話通訳養成研修事業	人	9	9	9	実績を踏まえ見込む

事業名	単位	R6 年度	R7 年度	R8 年度	算定の考え方
移動支援事業	人	468	489	512	実績を踏まえ利用者増を見込む
	延時間	2,884	3,034	3,228	
移動支援事業実績内訳					
個別支援型・グループ支援型（ガイドヘルパー派遣）	人	468	489	512	実績を踏まえ利用者増を見込む
	延時間	1,512	1,581	1,654	
車両移送型（福祉バス運行等）	人	-	-	-	実績を踏まえ利用者増を見込む（R4 実績に1割ずつ増加。コロナ前に回復傾向）
	延時間	1,332	1,453	1,574	
地域活動支援センター機能強化事業	—	実施	実施	実施	継続実施

② 任意事業

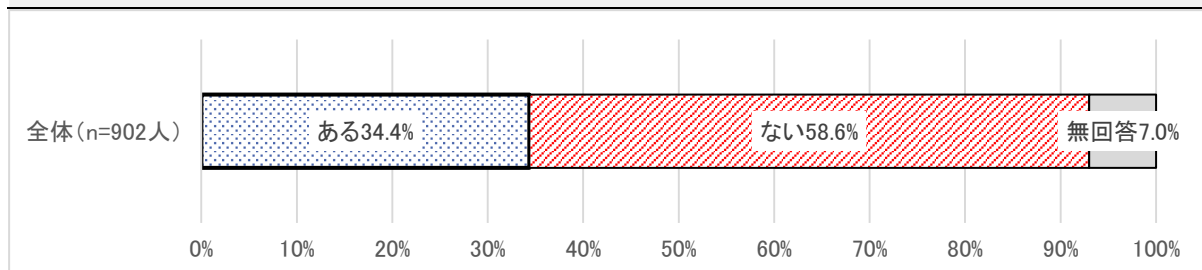
※年間の利用見込量

事業名	単位	R6 年度	R7 年度	R8 年度	算定の考え方
その他事業					
訪問入浴サービス	か所	3	3	3	実績を踏まえ利用者増を見込む
	人	200	213	227	
生活訓練等	人	66	66	66	実績を踏まえ見込む
日中一時支援	人	126	120	114	実績を踏まえ利用者減を見込む
点字・声の広報等発行	人	35	35	35	実績を踏まえ見込む
奉仕員養成研修	人	22	22	22	実績を踏まえ見込む
自動車運転免許取得・改造助成	件	15	15	15	実績を踏まえ見込む

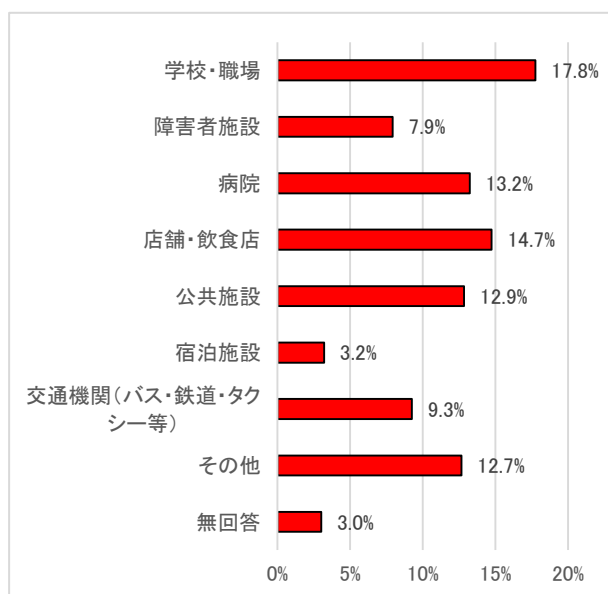
参考資料

1 アンケート調査の主な結果

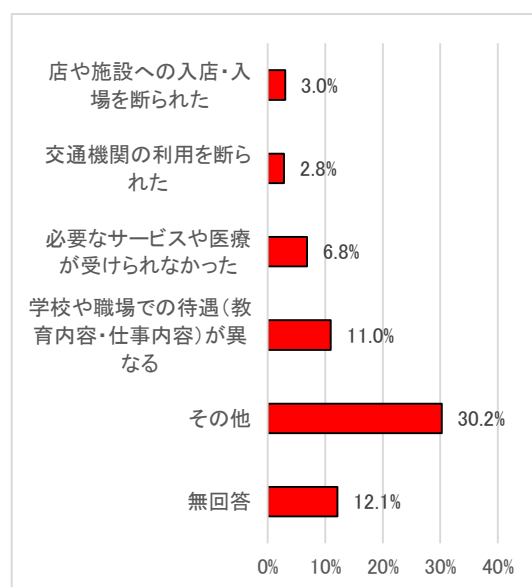
▼障害があることで差別や嫌な思いをしたことがあるか



○差別や嫌な思いを受けた場所（複数回答）

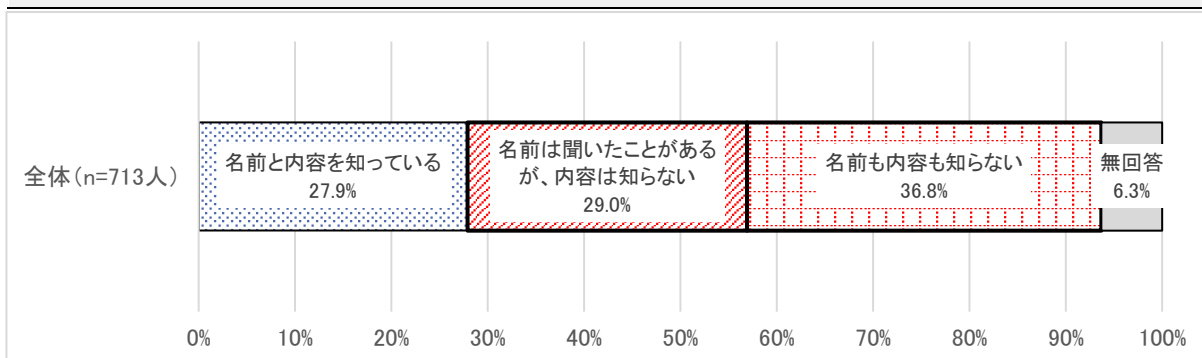


○差別や嫌な思いを受けた内容（複数回答）



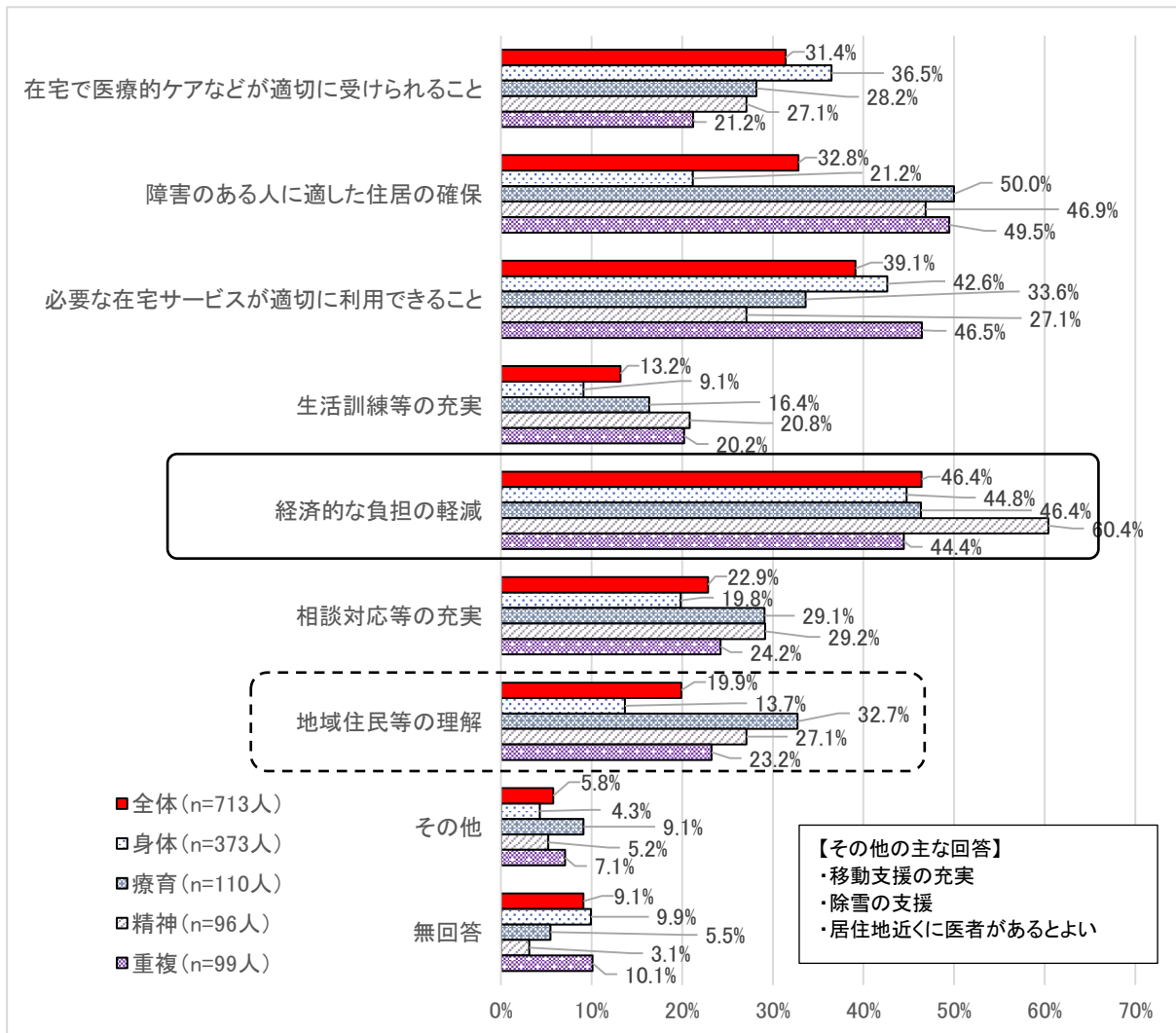
- ・場所は「学校・職場」が最も多い。
- ・内容は「学校や職場での待遇が異なる」のほか、「その他」として、じろじろ見られた、笑われたなど態度によるものが多い。

▼成年後見制度について（18歳以上の方 n=713人）



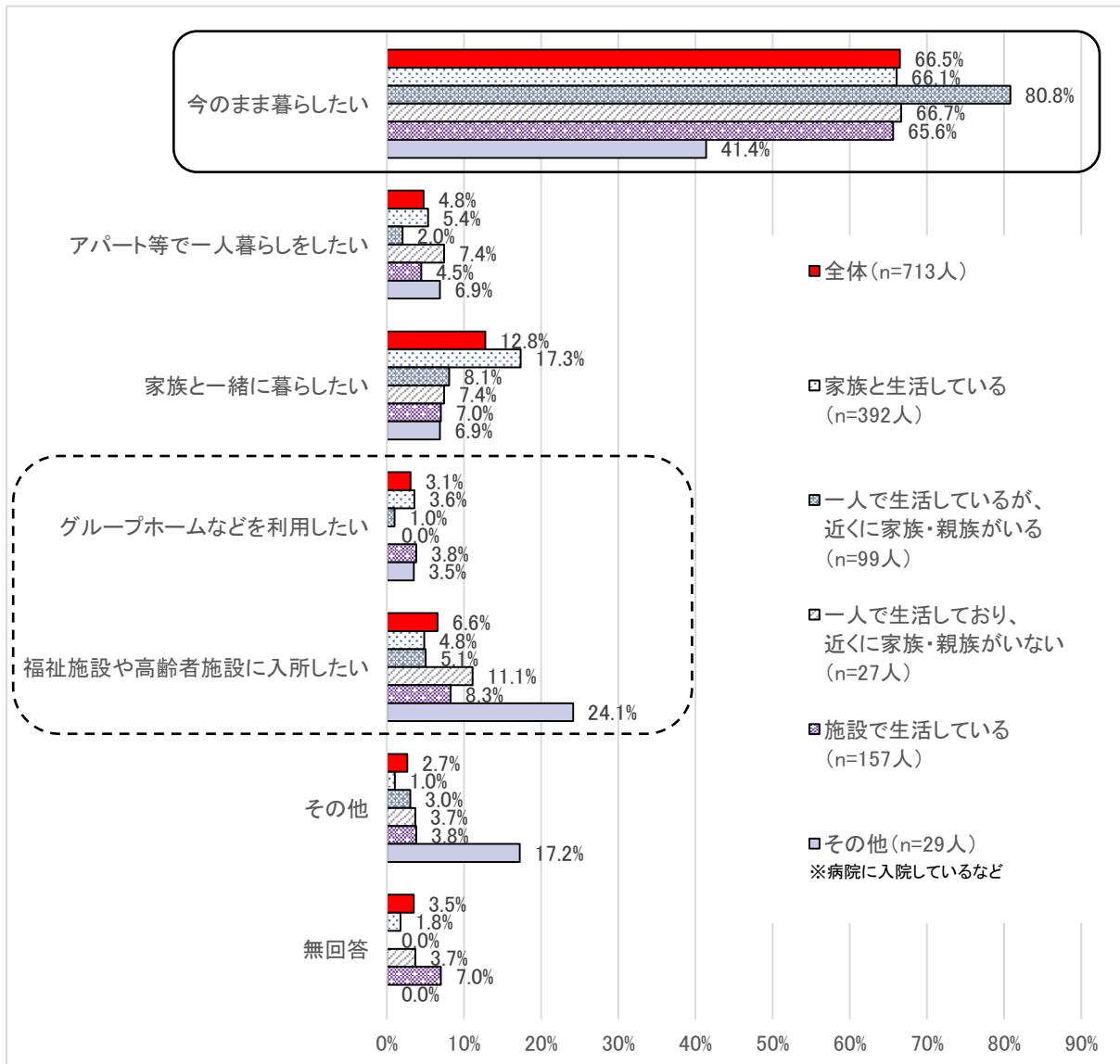
- ・「名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」「名前も内容も知らない」の合算値は65.8%である。

▼地域で生活するために必要な支援は何か（18歳以上の方 n=713人・複数回答）



- ・全体としては「経済的な負担の軽減」が最も多く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が多い。
- ・身体障害者手帳の保持者においても、「経済的な負担の軽減」が最も多く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が多い。
- ・療育手帳の保持者においては、「障害のある人に適した住居の確保」が最も多く、次いで「経済的な負担の軽減」が多い。また、「地域住民等の理解」の項目については、全体と比べて高い数値となっている。
- ・精神障害者保健福祉手帳の保持者においては、「経済的な負担の軽減」が最も多く、次いで障害のある人に適した住居の確保が多い。
- ・複数の手帳の保持者においては、「障害のある人に適した住居の確保」が最も多く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が多い。

▼今後どのように暮らしたいか（18歳以上の方 n=713人・生活実態別）



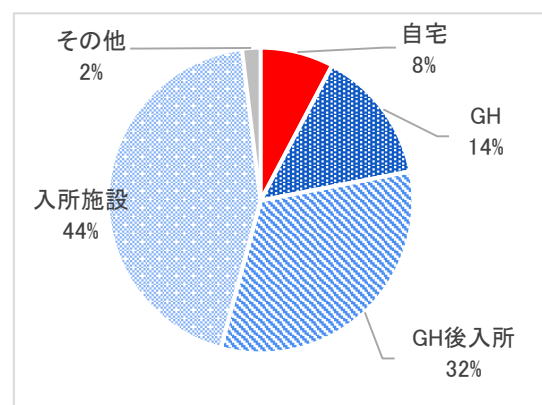
- ・どの生活実態においても「今のまま暮らしたい」が最も多い。
- ・全体の「グループホームなどを利用したい」「福祉施設や高齢者施設に入所したい」の合算値は9.7%である。

○手をつなぐ育成会の生活介護利用者向けのアンケート結果

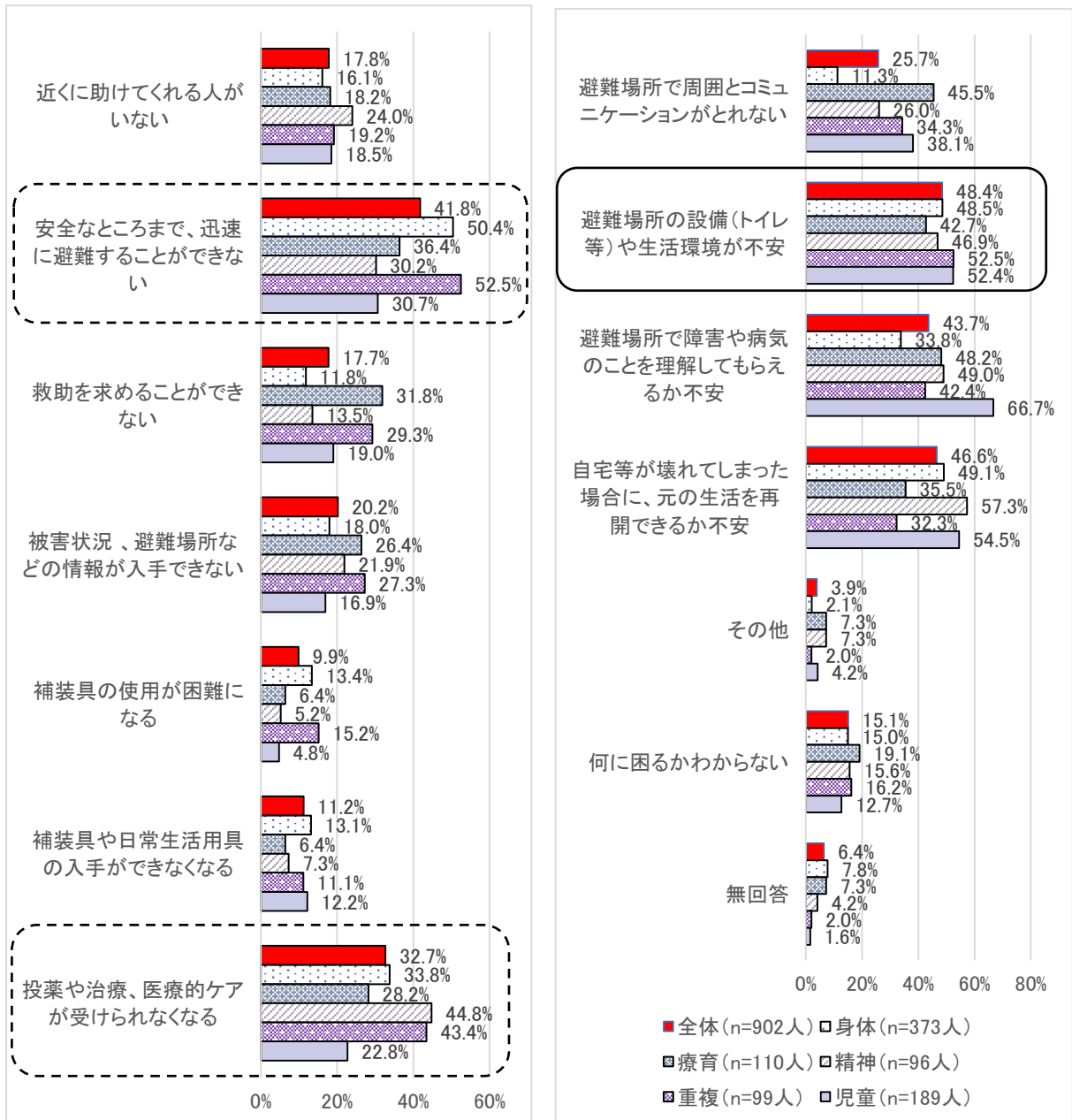
「親亡き後」を考えての将来の住まいについて

自宅	12人
グループホーム	22人
グループホーム後に入所施設	50人
入所施設	68人
その他	3人

その他：病院、未定、無回答

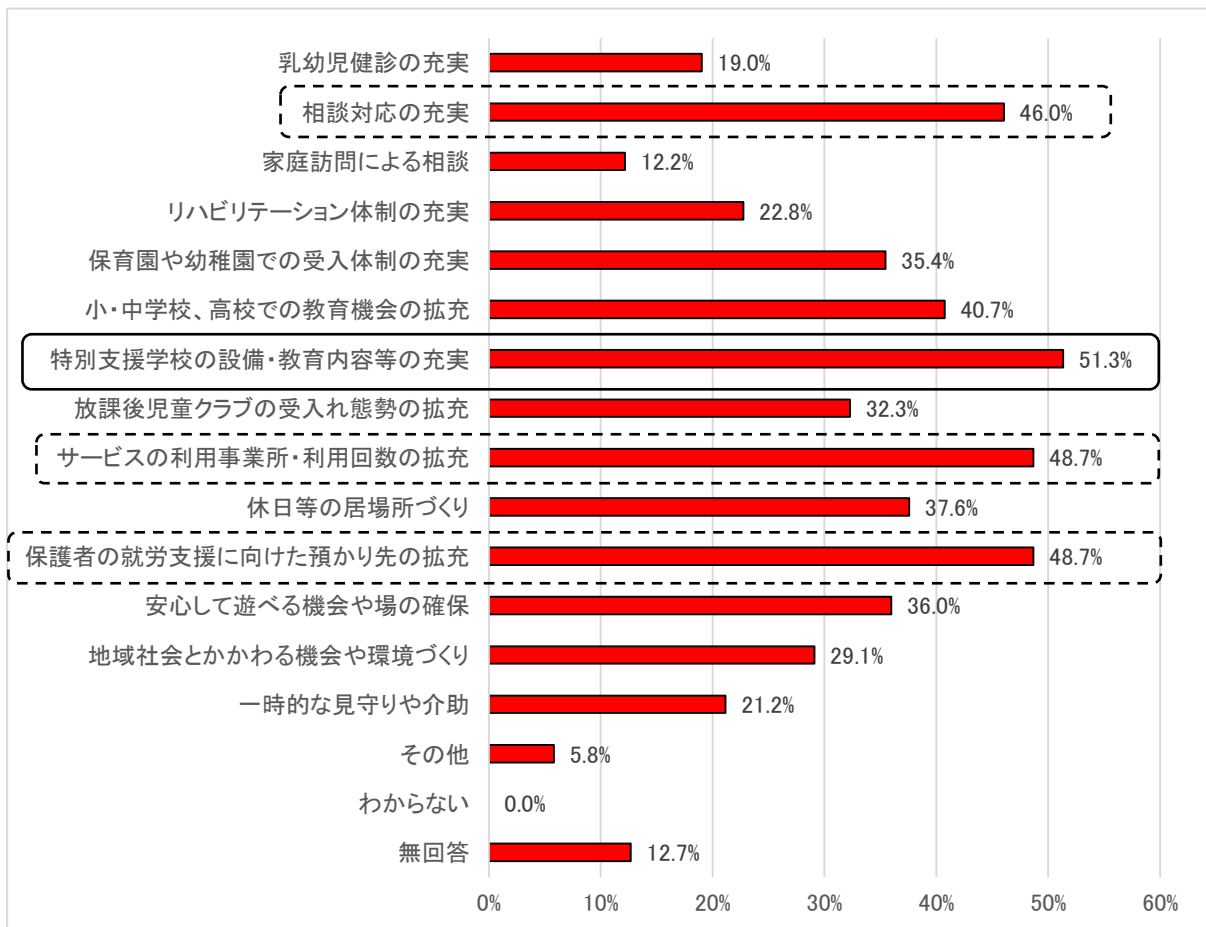


▼災害時に困ること（複数回答）



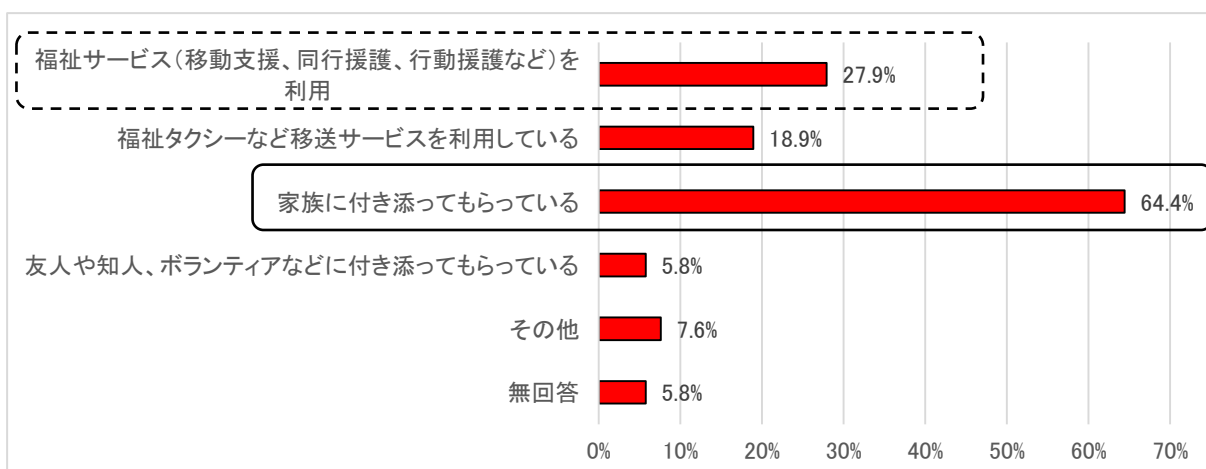
- ・全体としては「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が最も多い。
- ・身体障害者手帳、又は複数の手帳の保持者においては、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が50%超である。

▼障害のある子どものために、特に重要と思うもの
(障害児通所サービス利用者 n=189人・複数回答)



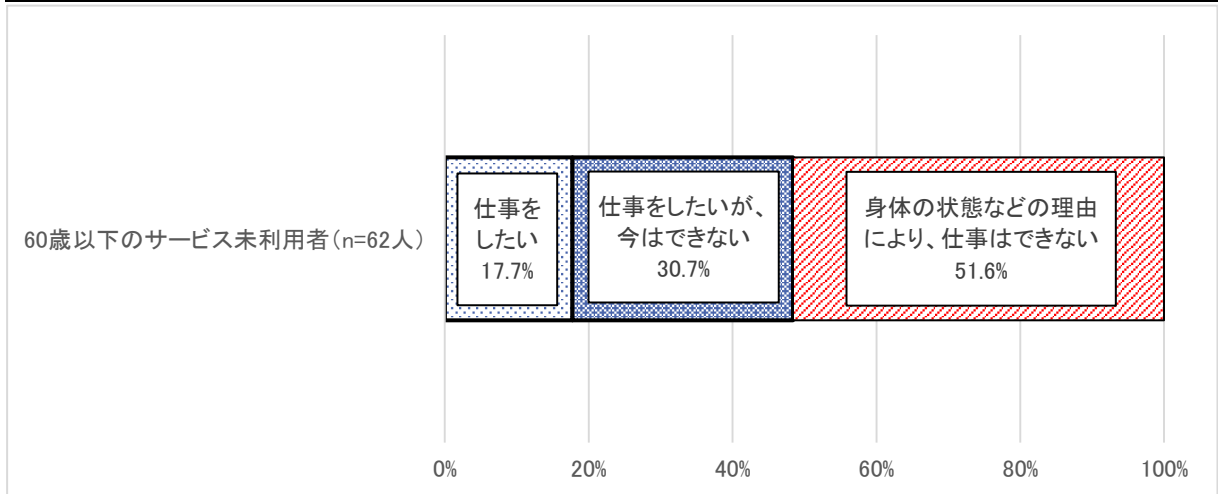
- ・「特別支援学校の設備・教育内容等の充実」が最も多い。
- ・「相談対応の充実」「サービスの利用事業所・利用回数の充実」「保護者の就労支援に向けた預かり先の拡充」も45%超である。

▼どのように外出しているか (18歳以上の方で外出時に支援が必要な方 n=433人)



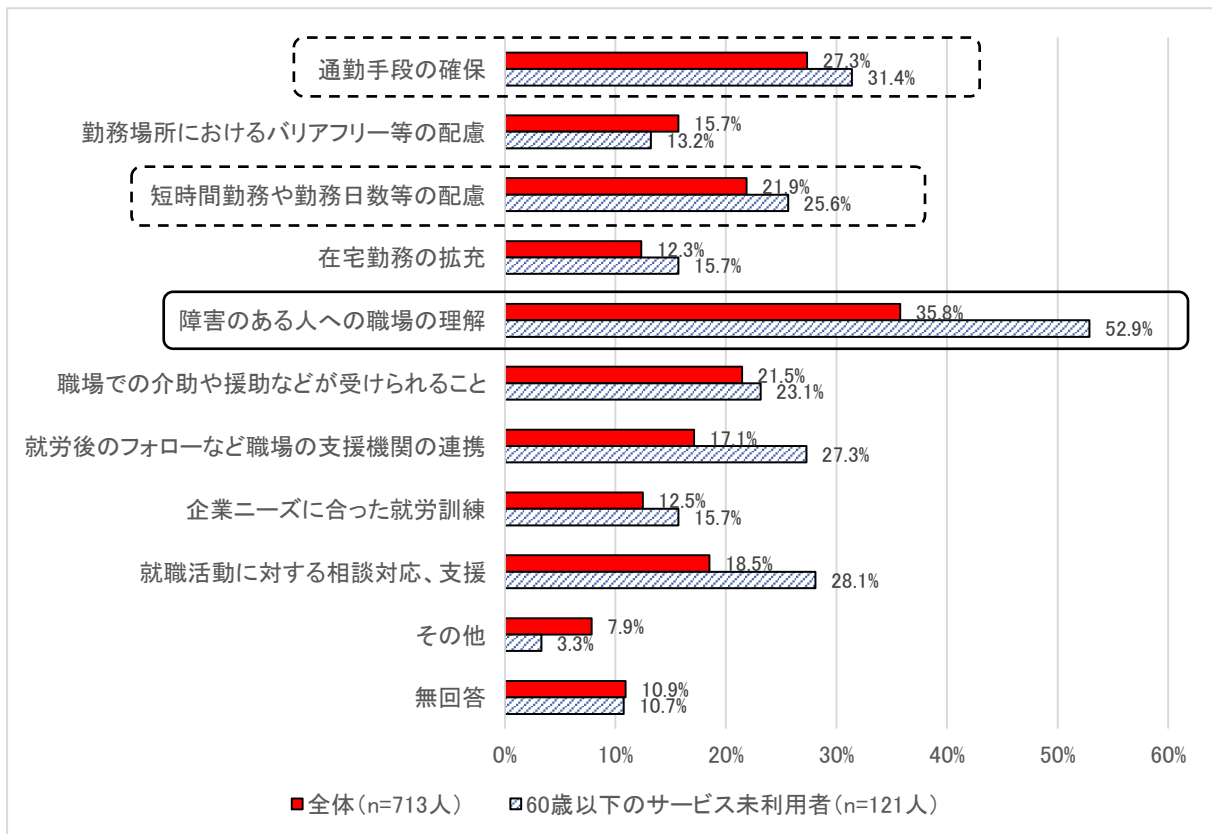
- ・「家族に付き添ってもらっている」が最も多く、次いで「福祉サービスを利用」が多い。

▼今後、収入を得る仕事をしたいか



- ・ 60歳以下のサービス未利用者において、「仕事をしたい」「仕事をしたいが、今はできない」の合算値は48.4%である。

○就労するために必要な支援は何か（18歳以上の方 n=713人・複数回答）



- ・ 全体及び60歳以下のサービス未利用者の両方とも、「障害のある人への職場の理解」が最も多く、次いで「通勤手段の確保」が多い。
- ・ 60歳以下のサービス未利用者においては、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」「就労後のフォローなど職場の支援機関の連携」「就職活動に対する相談対応、支援」も25%超である。

2 策定経過

年月日	会議等の名称	内容
令和5年1月	障害福祉サービス提供法人及び障害者団体向けアンケート調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・法人…施設整備の予定、利用者から寄せられる困りごと、地域課題など ・団体…希望する支援策、会員の困りごと、地域課題と方策など
令和5年4月5日～21日	アンケート調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人の生活実態や福祉サービス等に対するニーズを調査
令和5年5月26日	令和5年度第1回上越市自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・上越市自立支援協議会について ・障害(児)福祉計画の基本的な考え方について ・計画策定のスケジュールについて ・法人、団体向けアンケートの結果について
令和5年7月25日	令和5年度第2回上越市自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズ調査アンケートの結果について ・前期計画の検証について ・計画の骨子(案)について
令和5年9月28日	令和5年度第3回上越市自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・上越市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の素案について
令和5年11月28日	令和5年度第4回上越市自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・上越市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画(案)について
令和5年12月19日	市議会厚生常任委員会所管事務調査	<ul style="list-style-type: none"> ・上越市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画(案)について
令和5年12月25日～令和6年1月23日	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> ・上越市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画(案)について意見募集
令和6年2月26日	令和5年度第5回上越市自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・上越市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画(最終案)について
令和6年3月末	計画策定	

3 上越市自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 関係機関等が相互に連絡を図り、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有するとともに、地域の実情に応じた支援体制の整備について協議を行うことにより、障害の有無にかかわらず、全ての市民が安心して暮らすことのできる自立と共生のまちづくりに資するため、上越市自立支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次に掲げる事項を協議することとする。

- (1) 地域における障害者及びその家族（以下「障害者等」という。）の現状及びニーズの把握に関すること。
- (2) 障害者等に係る相談支援（以下「相談支援」という。）における困難事例の共有及び対応策の検討に関すること。
- (3) 障害者等に係る地域課題の抽出及び対応策の検討に関すること。
- (4) 相談支援を行う事業者の中立性及び公平性の確保に関すること。
- (5) 上越市障害者福祉計画の評価及び見直しに関すること。
- (6) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる人のうちから市長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 相談支援を行う事業者
- (2) 障害者福祉サービスを行う事業者
- (3) 保健及び医療関係者
- (4) 就労及び雇用関係者
- (5) 教育関係者
- (6) 障害者又は障害者団体関係者
- (7) 学識経験者
- (8) その他市長が必要と認める人

(委員の任期)

第4条 協議会の委員の任期は、委嘱の日から同日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 協議会は、障害者等に係る地域課題を抽出し、及び対応策を検討するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、各部会に係る委員その他会長が必要と認める人をもって組織し、各部会で設定したテーマについて議論を行う。

(関係者の出席等)

第8条 協議会は、調査又は審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成19年11月19日から実施する。

(任期の特例)

2 第4条の規定にかかわらず、この要綱の実施の日以後最初に委嘱し、又は任命する委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成21年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成23年8月31日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成25年7月1日から実施する。

(任期の特例)

2 第4条の規定にかかわらず、この要綱の実施の日以後最初に委嘱し、又は任命する委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成27年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

4 上越市自立支援協議会委員名簿

(順不同・敬称略)

区分	所属等	氏名	備考
相談支援を行う事業者	(福) 上越福祉会 障害児(者)相談支援センターかなや 次長	平原 朝子	
	(福) みんなでいきる みんなでいきる相談センター センター長	江部 健幸	
	(福) さくら園 障がい者就業・生活支援センターさくら 所長	樺澤 聡子	
	(福) やまびこ会 相談センターやまびこ センター長	中屋 万里子	
障害福祉サービスを行う事業者	(福) さくら園 つばき工房 所長	小林 俊一	
	(福) 上越つくしの里医療福祉協会 つくし工房 管理者	山口 和久	
	(福) みんなでいきる 理事	片桐 公彦	副会長
	(福) 上越福祉会 かなやの里更生園 生活支援課長	植木 百合子	
	(福) 上越頸城福祉会 夕映えの郷 障害支援課長	岩佐 雅恵	
	(福) 上越市社会福祉協議会 ヘルパーステーション上越 管理者	重野 美幸	
保健及び医療関係者	(独) 国立病院機構さいがた医療センター病院 医療社会事業専門職	阿部 義隆	
就労及び雇用関係者	上越公共職業安定所 統括職業指導官	芋川 岳宏	
教育関係者	新潟県立高田特別支援学校 進路指導主事	池亀 浩子	
障害者又は障害者団体関係者	上越心身障害者福祉団体連合会 理事	吉田 浩	
	上越心身障害者福祉団体連合会 監事	松原 義一	
学識経験者	新潟県立看護大学 副学長	大久保 明子	会長
	上越地域振興局健康福祉環境部 地域保健課長	富井 美穂	
その他市長が必要と認める人	保護者	西山 貴也	

※任期：令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

上越市障害者計画
第7期障害福祉計画
第3期障害児福祉計画

令和6年3月

発行 上越市
編集 上越市健康福祉部福祉課

〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号

TEL (025)520-5694 FAX (025)525-5157

E-mail: fukusi@city.joetsu.lg.jp